

中華民国期中国法制史学管見

西, 英昭
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/6771947>

出版情報 : 法政研究. 89 (4), pp.1-54, 2023-03-10. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics)
Kyushu University
バージョン :
権利関係 :



中華民國期中国法制史学管見

西 英 昭

はじめに

- 一 諸前提としての清末
- 二 中国法制史学の展開
 - (1) 主要書籍とその著者たち
 - (2) 法系論と法制史
 - (3) 諸論文の概観——通史・断代史
- 三 中国近代法史の展開
 - (1) 民国法史の「回顧」
 - (2) 「憲法史」の展開
 - (3) 中国近代法史の著書群

おわりに

はじめに

本稿は拙稿「〔中華民國初期における中国法制史学展開過程の一断面——教科書の分析を中心に〕」（法政研究86-2・2019）を受け、その前後の時期を含めた中華民國における中国法制史学の展開過程を概観するものである。

旧来中華民國期の中国語文献については戦前期日本側の目録として『東洋史研究文獻類目』（東方文化學院京都研究所）等があり、解説付きの目録として中支建設資料整備委員會（上海・興亞院華中連絡部内）編『支那文雜誌内容索引目録 昭和十五年十二月』（中支建設資料整備事務所編譯部・1940、田中忠夫の編集に係る）

の「法制」(256-278頁)中に「法制史」(258-260頁)の項目があるのが知られる。

中国側でも近年陈灵海・冷霞「民国时期基础法律论文编名索引」(何勤华・李秀清主编『民国法学论文精萃 第1卷 基础法律篇』(法律出版社・2003)卷末所収)、庞朝骥「近代中国法律史研究成果一览表」(法律文化研究・2010)、赵九燕・杨一凡编『百年中国法律史学论文著作目录』上下卷(社会科学文献出版社・2014)等が作成されてきた。さらにはこうした中華民国期の法制史学の潮流を概観すべく、周会蓄『中国近代法制史学史研究』(上海人民出版社・2013)や张雷『20世纪上半期法律史家群体研究』(郑州大学出版社・2017)といった先行研究が発表されてきた。

しかし昨今の大成老旧期刊全文数据库や全国報刊索引等の大規模データベースの整備により、旧来埋もれていた文献が次々と発掘され、最早文献目録の作り直しも追いつかない状況になっている。他方でそれに応じた概観の刷新が行われなければならないことも自明である。

また、法制史研究者のうち比較的著名な人物については昨今人物研究がかなり進展しており、その成果を整理し到達点を確認しておくことが必要である反面、他方でその他あまり有名ではない作者や背景については依然不明な点も多く、解明が俟たれること改めて指摘するまでもない。こうした情報は史料批判に不可欠なものでもある。

そこで本稿では法制史に関連する主要文献、特に書籍を中心に論文についても可能な限りその作者に関する諸情報とともにその流れを整理し、解説付きの著作目録の如き体裁において中華民国時期の法制史学の展開過程を跡付けることを試みる。

但しその範囲は自ずと狭く限定せざるを得ない。例えば取り上げる「法制史学者」についても、隣接分野を含め少しでも法制史に関係する文章をものした人間を「法制史学者」としてしまうと、その数は膨大なものになってしまう。また断腸ではあるものの、思想史についてもとりあえず除外せざるを得ない。最も密接な分野であることは間違いないが、これを扱うとなると儒教、法家思想その他膨大な文献を扱うざるを得ず、到底小論において扱いきれるものではないからである。

固より研究の手控えの如き不完全なものを公開する意味の那邊にありやと訝しがる向きも多いことは承知しつつ、読者諸賢からのさらなる御教示を引き出す呼び水として、本稿を草する次第である。

一 諸前提としての清末

清末において法制史を扱った屈指の文献として梁啓超（1873-1929）による「中國法理学發達史論」（新民叢報4-5～6（77～78）・1906）及び「論中國成文法編制之沿革得失」（新民叢報4-8～10（80～82）・1906）が知られる。両論文は後に『飲冰室合集』文集第五冊・文集第六冊（中華書局・1936、1941（再版））にも収録されている⁽¹⁾。

先に刊行された「中國法理学發達史論」に付された自叙は『飲冰室合集』へ収録された際に削除されているが、論考の目的や執筆の経緯が簡明に示されているため、以下に引用しておく。

- 一 本論之目的有二、一在發揚國粹、使我先民久湮之精神撥沈疇而著光晶、一在與世界新學說相比較、知我之短長、以喚起我同胞研究法學之興味
- 一 本論原名「中國法學發達史論」、嗣以其範圍太廣、不易從事、故改今名、他日研究有得、尚思貫徹初志、則此論可爲彼論之一部分也
- 一 就法學派範圍立論、則當涉穹古以迄現今、就法理學範圍立論、則秦漢以後新發明者甚希、故本論以先秦爲斷
- 一 純粹之法治主義必推法家、然儒道墨三家、其學說之關於法理上者甚多、且與法家亦互有短長、故本論恒以儒墨道法四家言相比較
- 一 本論第三章、其資料多取諸日人廣池千九郎所著「東洋法制史叙論」、不敢掠美、特著一言、以鳴謝、惟廣池氏搜采既未備而去取繁簡之間、亦不免失當、又其斷案往不往確、蓋廣池氏於我國諸子之家數不甚明瞭、常以儒家言與法家言混爲一談、而不知其根本觀念之差異、此所以批判屢失正鵠也

続いて目次が掲げられるが、

第一章 緒論

（1） なお『飲冰室專集』（臺灣中華書局・1972）はその第6冊に両論文を収録するが、本来文集に収録された両論文を專集として掲載し、「中國法理学發達史論」を「中國成文法編纂之沿革」の附論とする。

第二章 法之起因

第三章 法字之語源

第四章 舊學派關於法之觀念

第一節 儒家 第二節 道家 第三節 墨家

第五章 法治主義之發生

第一節 放任主義與法治主義 第二節 人治主義與法治主義 第三節 禮

治主義與法治主義 第四節 勢治主義與法治主義

第六章 新學派（法家）關於法之觀念

第七章 法之目的及効用

第一節 團體員利益説 第二節 團體自身利益説

第八章 國法上君主之地位

第九章 人民之權利義務

第十章 公法與私法

附錄 成文法編纂之沿革

以上の目次のうち、第五章第四節の後に「第五節 法治主義之發生及其衰滅」が追加され、第六章以下は打ち切りとなっている。そして本来は附録であった「成文法編纂之沿革」が独立して書き継がれることとなった。「論中國成文法編制之沿革得失」自叙には、

- 一 本論原爲拙著「中國法理學發達史論」之附録、及著成時則已累數萬言、附庸蔚爲大國、且其論全屬於法理學範圍外、與原題名義不相應、故析之別自爲篇

とその経緯が述べられている。自叙のうち大変興味深いのは、参考文献について言及した部分で、

- 一 本論最重要之参考書爲二十四史中所有之刑法志及藝文經籍志・通典・續通典・皇朝通典・文獻通考・續文獻通考・皇朝文獻通考・唐六典・唐律疏義・

大清律例・唐會要、其日本人所著書則織田萬之清國行政法・淺井虎夫之支那法制史・廣池千九郎之東洋法制史序論・田能村梅土之世界最古之刑法・穂積陳重之法典論・奥田義人之法學通論・梅謙次郎之民法原理、及其他各雜誌之論文等

とされている箇所である。梁啓超が『清國行政法』を著者に無断で翻訳刊行させた黒幕となった可能性については過去拙稿において触れておいたが、加えて数多くの日本側の法制史関連の文献が参照されていることが目を引く。日本から中国への学術情報伝播の一齣として興味深い。また二十四史や通典・通考等の典籍や唐律・清律の基本条文も踏まえられていることは当時の史料情況を示すものとして留意されなければならない。また丁度この論考の連載と並行して『新民叢報』上に大清刑事民事訴訟法の条文が掲載されているが、比較対象として近代法の条文も頭にあったであろうことが窺える。梁啓超と法学については近年研究が進められているが、法制史学の起点としての梁啓超はなお研究の余地があるとなることが出来よう。⁽³⁾

さて、清末の法制改革に巨大な足跡を残した沈家本が重要な前提となるであろうことは殊更説明するまでもない。既に島田正郎によってその人と業績についての整理が行われ、『沈寄筴先生遺書』にまとめられた法制史研究、就中『歷代刑法考』及び『寄筴文存』、『漢律遺』の価値、また『枕碧樓叢書』を始めとした収蔵書籍の刊刻、『故唐律疏議』や『明律集解附例』、『元典章』等の古法典の刊刻、秋審成案の整理刊刻、法典草案への按語等莫大な貢献をなしたことが指摘されている。⁽⁴⁾ いずれも中国法制史学の基盤を整備した重要な仕事であることについて争いはなからう。その後中国においても李貴連を中心として人物研究が陸續と発表され、沈家本⁽⁵⁾

(2) 拙稿「中華民国初期における中国法制史学展開過程の一断面——教科書の分析を中心に」(法政研究86-2・2019) 581-579頁参照。

(3) 焦润明『梁启超法律思想综论』(中华书局・2006)、喻中『梁启超与中国现代法学的兴起』(中国人民大学出版社・2019)等参照。日本でも李曉東「近代法理学的中国における受容と展開——梁啓超を中心に」(北東アジア研究別冊5・2019)、李曉東「梁啓超の自然法思想の「発見」」(伊東貴之編『東アジアの王権と秩序』(汲古書院・2021)所収)が発表されている。

(4) 島田正郎『清末における近代的法典の編纂』(創文社・1980)「第十章 修訂法律大臣沈家本」(275-292頁)参照。

(5) 李貴連『沈家本与中国法律现代化』(光明日报出版社・1989)、李貴連編『沈家本年譜長編』(成文出版社・1992)、李貴連『沈家本传』(法律出版社・2000)、李貴連『沈家本评传』(南京大学

が残したテキストの整理刊行⁽⁶⁾、また沈家本をめぐる研究会も数次にわたり開催⁽⁷⁾され、研究が深められている。

沈家本の中国法制史学への貢献を語るとなれば数冊の書籍を以てしても全容を語るには遠いため本稿では割愛せざるを得ないが、民国期との関連で一点注意を喚起しなければならないのは、沈家本の業績がどれほど広く刊行され、人々に共有され得たか、という知識社会学的な観点からの研究が不可欠となることである。中国各地の図書館に清末時点に刊行された沈家本の書籍がどれほどの数所蔵されているのか、民国期に沈家本の著作がどれほど引用されるのか、といった詳細な調査が今後必要となるであろう。

同じことは薛允升についてもいえる。『讀例存疑』については清・薛允升撰『讀例存疑五十四卷』（北京琉璃廠翰茂齋・1905）として刊行されたものが一定程度流布したことがわかるが、『唐明律合編』については長らく稿本の状態であり、後に述べる董康の手により清・薛允升輯『唐明律合編三十卷』（天津徐氏退耕堂・1922）として刊行されて流布するに至ったものである。薛允升の稿本の流布については民国期にも文献があり、近年精力的に研究が進められている分野でもある⁽⁸⁾。

-
- 出版社・2005)、陈柳裕『法制冰人 沈家本传』（浙江人民出版社・2006）、沈小兰・蔡小雪『修律大臣沈家本』（人民法院出版社・2012）、李欣荣编『沈家本卷』（中国人民大学出版社・2015）、李贵连『沈家本评传（增补版）』（中国民主法制出版社・2016）、李贵连『沈家本传（修订本）』（广西师范大学出版社・2017）、李贵连『现代法治 沈家本的改革梦』（法律出版社・2017）等がある。
- (6) [清] 沈家本撰『歷代刑法考』（全4冊）（中華書局・1985）、清・沈家本輯『枕碧樓叢書』（中国書店（海王邨古籍叢刊）・1990）、（清）沈家本撰『沈家本未刻書集纂』（上下巻）（中国社会科学出版社・1996）、（清）沈家本撰『沈家本未刻書集纂補編』（上下巻）（中国社会科学出版社・2006）、徐世虹主編『沈家本全集』（全8冊）（中国政法大学出版社・2010）、（清）沈家本『沈厚鐸藏沈家本手稿』（5函27冊）（西泠印社・2013）等がある。また近年李清伟・李瑞主编『沈家本文献辑刊』（全80冊）（北京燕山出版社・2020）が刊行されたとのことであるが筆者未見。
- (7) 张国华主编『博通古今学贯中西的法学家 1990沈家本法律思想国际学术研讨会论文集』（陕西人民出版社・1992）、“沈家本与中国法律文化国际学术研讨会”组委会编『沈家本与中国法律文化国际学术研讨会论文集』（中国法制出版社・2005）、李雪梅编『沈家本与中国法律文化学术研讨会论文集』（中国政法大学出版社・2021）等がある。
- (8) 関西大学図書館所蔵の薛允升稿本は奥村郁三編『薛允升 唐明律合編稿本』上下（関西大学出版部・2003）として影印刊行された。これと関連しつつ『讀例存疑』の稿本について考究した陶安あんど「上海図書館所蔵の薛允升『唐明律合刻』手稿本について」（法史学研究会会報14・2010）があり、近年では孙家红『散佚与重现——从薛允升遗稿看晚清律学』（社会科学文献出版社・2020）といった総合的な研究も出ている。民国期の状況を伝える文献として顧廷龍「薛允升服制備考稿本之發見」（圖書季刊2・2・1935）がある。顧廷龍については沈津『顧廷龍年譜』（上海古籍出版社・2004）参照。

さて、島田正郎により紹介された法律学堂における教材・講義録等も、民国に幾何かの影響を与えた前提の一つとして見ておく必要がある。島田が紹介した『法学彙編（京師法律學堂講義）⁽⁹⁾』の編者・汪庚年について島田は履歴は不明としているが、『申報』1897年10月9日2面「電傳浙江鄉試題名全錄」に「汪庚年 金華」とあり、『申報』1910年10月29日5面「考試法官最優等名單 北京」の最優等83名の中に汪庚年の名が見える。清末に法部が行った裁判官試験に合格しており、司法官として活躍したものと見える。彼は民国に入っても第五初級審判庁に配属、署京師第一初級審判庁推事、京師第一初級審判庁推事と進んでいる⁽¹⁰⁾。汪庚年は『大清現行刑律叢纂』⁽¹¹⁾の編集も行った人物である。

また島田正郎が「現存する中國古法講義稿本」として紹介した姚大榮、吉同鈞については既にその伝が島田により紹介されているが、近年後者吉同鈞については闫晓君の手により「陝派律学文献丛书」としてその著作吉同鈞纂輯・闫晓君整理『大清現行刑律讲义』（知识产权出版社・2017）、吉同鈞纂輯・闫晓君整理『大清律讲义』（知识产权出版社・2017）、吉同鈞纂輯・闫晓君整理『大清律例讲义』（知识产权出版社・2018）が出版され、文集である吉同鈞纂輯・闫晓君整理『乐素堂文集』（法律出版社・2014）も刊行された。さらには吉同鈞等「陝派」とされる複数人の学者たちの年譜を総合した闫晓君『陝派律学家事迹纪年考证』（法律出版社・2019）がまとめられた。索引が無いのが惜しいが、これまで詳細には研究されてこなかった人物群に光を当てる試みとして重要である。また最近では王斌通『陝派律学家法律改革思想研究』（陝西人民出版社・2021）も公表されている。研究の進展が注目される。

さて、いわゆる「国学」の方面においても法制史に関する文章は発表されている。「國學大師」とも称され文章の難解さで知られる章炳麟の法思想については小林武『中国近代思想研究』（朋友書店・2019）にまとめられ、『五朝法律索隱』や『煊書』等において説かれた思想に接近可能となったことは福音といってよい。また章炳麟

（9） 島田正郎『清末における近代的法典の編纂』（創文社・1980）「第八章 清末の法學教育」（219-241頁）参照。

（10） 東京大学東洋文化研究所大木文庫所蔵（請求記号：大木-總類-志書-斷代-55）。

（11） それぞれ『申報』1911年1月12日6面「京師近事」、『申報』1912年9月4日2面「九月三日臨時大總統命令」、『申報』1913年7月11日2面「七月初九日臨時大總統令」参照。

（12） 宣統二年石印本・東京大学東洋文化研究所大木文庫所蔵（請求記号：大木-法類-律例-144）。

名義で刊行された『華國月刊』を中心に展開した太虚、章炳麟、但燾、金兆鑾の法制関連の所論について詳細な整理が行われた加藤雄三「『華国月刊』に見る司法ナショナリズム」(楊際開・伊東貴之編『「明治日本と革命中国」の思想史』(ミネルヴァ書房・2021) 所収) が近年発表されたので、『華國月刊』についてはそちらに譲る。

そして最後には董康(1867-1947)⁽¹³⁾の名を挙げておかねばなるまい。彼は清末に刑部に在籍して近代的法典編纂活動を目の当たりにし、民国になってからは司法総長、大理院長等に歴任し司法・法制改革の最前線に身をおいた。まさに清末から民国への架け橋となった人物とすることが出来よう。後に見るように彼自身、往時の法制を回顧する文章や唐律研究を中心とした論考を多く発表しており、それ自体貴重な分析対象たり得るが、加えて彼の法制史学への貢献として、古籍の訪書・復刻と日中間の人的交流を挙げておかなければならないであろう。

これに関し、董康の日記である『書舶庸譚』については近年芳村弘道の手により日本語訳が成り、日本での滞在、知人との交流の様子を詳細な訳注とともに窺うことが可能となった。そこでは内藤湖南や狩野直喜らとの交遊、また董康自身日本各

(13) 履歴は「董康」(外務省情報部『現代中華民国満洲帝國人名鑑』(東亞同文會業務部・1937) 429頁。著名人のため引用は省略する。他に「董康(1867-1947)」(徐友春主編『民国人物大辞典(増訂本)』(河北人民出版社・2007) 1960頁)、「董康(1867-1947)」(王玉明主編『中国法学家辞典』(中国劳动出版社・1991) 687頁)、「董康」(橋川時雄『中國文化界人物總鑑』(中華法令編印館・1940) 624-625頁)にも紹介がある。同時代的な人物回顧としては今関天彭「支那法学の老大家 董康翁の追懐」(研修(誌友会事務局研修編集部) 122・1958)、「大學の慈父 臨時政府司法部總長 董康」(報知新聞社政治部編『大陸の顔』(東海出版社・1938) 所収)、「董康」(外務省東亞局『新國民政府人名鑑』(外務省東亞局・1940) 所収)、「董康」(吉岡文六『現代支那人物論』(時潮社・1938) 所収)、「親日の湯爾和と董康」(小林知治『新支那の中心人物は誰々か』(今日の問題社・1938) 所収)、「董康」(長野朗『支那事典』(建設社・1940) 所収)がある。中国での人物研究に陳新宇「向左轉? 向右轉? ——董康與近代中國的法律改革」(法制史研究[台北] 8・2005、後に陳新宇「寻找法律史上的失踪者」(广西师范大学出版社・2015)、同増訂版(商务印书馆・2019)に収録)、华友根『中国近代立法大家: 董康的法制活动与思想』(上海书店出版社・2011)があり、日記・文集として王君南整理『董康东游日记』(河北教育出版社・2000)、何勤华・魏琮『董康法学文集』(中国政法大学出版社・2005)、华友根編『董康法学文选』(法律出版社・2015)が刊行されている。

(14) 芳村弘道「董康『書舶庸譚』訳註」(1)~(7)(就實語文12~17、19・1991~1998)、芳村弘道「董康『書舶庸譚』訳註補訂」(就實語文20・1999)、芳村弘道「董康『書舶庸譚』九卷本譯註」(1)~(10)(立命館白川靜記念東洋文字文化研究所紀要1~3、5~6、9~13・2007~2020)。

(15) 董康と日本側学者達との交流については宋念慈「董授經先生和他的日本朋友」(傳記文學 7・2・1965) 参照。その他陳頤「《法律大辭典》編纂所見1930年代前期法律界的交往」(法制史研究[台北] 28・2015) も参照。

地を訪問した様子等も記されている。董康の講演録としては春秋刑政考・刑法宜注重禮教之芻議・追記前清考試制度・中國脩訂法律之經過・中國編纂法典概要を収めた董康『日本講演録』⁽¹⁶⁾が著名である。その他各地で書き残したテキストも幾つか発表されている⁽¹⁷⁾。

また法制史のみならず漢籍一般を搜索し復刻するという作業は、史学の基盤整備という大変重要な仕事を後世に残すこととなった。日本における訪書の一環は樋口生「董康先生を内閣文庫に迎ふるの記」（圖書館雜誌21-5・1927）に詳しい。董康の邸宅是北京法源寺の側にあったようで、その邸宅において誦芬室の名で行われた木版印刷による宋本を始めとした書籍の復刻出版について一記者「法源寺境内に董康氏を訪ふ」（北京週報27・1922）がその様子を活写している。

以上、簡単に振り返るだけでも相応の字数を費やさざるを得ない程に膨大な前提を有しつつ、民国期の法制史学が展開することになる。

(16) 関西大学図書館内藤文庫所蔵（請求記号L21/2/618）。同書の成立過程は考証を要する。「董康先生講演會」（日華學報44・1933）によれば董康の日本での講演は以下の通りである。

一、特別講演 於帝國學士院講堂

甲、春秋刑制考（東方法系の起源）〔1933年〕十一月二十日、二十三日、二十七日、三十日、十二月二日

乙、型律と禮教 十二月十四日、十六日、十八日

丙、中央權力と地方權力の權限 十二月二十一日、二十二日

二、普通講演

東京帝大法科 十二月四日 明治大學 五日 中央大學 六日
法政大學 七日 早稻田大學 八日 慶應大學 十一日

甲はそのまま春秋刑政考、乙は刑法宜注重禮教之芻議にあたと推定される。また中國脩訂法律之經過・中國編纂法典概要についてはそれぞれ東京帝大・中央大学での講演である旨明記されているので、それぞれ12月4日、6日の講演であることが推定される。6日の中央大学での講演は董康（瀧川政次郎譯註）「支那に於ける法典編纂の概要」（法學新報44-2・1934）に収録されている。また「書舶庸譚」と突き合わせれば、7日の講演が「中国歴代刑制の変遷」、8日が「中国法典編纂の進化」であったことが判明する。8日の講演については董康講述・清水泰次評釋「中國律書編纂の進化」（早稻田大學）法學會誌2・1934）がある。追記前清考試制度については董康「追記前清考試制度」（東方學報（京都）5・1934）として掲載されており、「（彙報）董康氏の講演」（東方學報（京都）5・1934）によれば1934年1月13日京都での講演とのものであるが、先んじて同じ内容が東京で講演されていた可能性もある。以上の『日本講演録』はおそらくは日本で刊行されたものと思われ、またどれほど広く流布したものか俄かには判じ難いため、本稿の考察対象からはひとまず外すこととする。

(17) 董康「文苑 金剛峰寺」（斯文10-1・1928）、董康「儒道大會 儒道大會演詞」（斯文17-6・1935）、董康「文苑 聖堂落成頌」（斯文17-8・1935）、董康「書二洲先生擇言後 曼珠冊子」（斯文18-10・1936）等がある。その他経済関係の談話として「財政要人大檢舉説」（北京週報9・1922）がある。

二 中国法制史学の展開

(1) 主要書籍とその著者たち

以下では民国期に刊行された法制史関連の書籍につき、その著者の生年順に瞥見する。

まずは『九朝律考』（商務印書館・1927、1934（大學叢書）、1935（大學叢書・國難後第2版）、1955（重版））で知られる程樹徳（1877-1944）⁽¹⁸⁾を挙げなければならない。同書については既に七野敏光「九朝律考および漢唐間正史刑法志」（滋賀秀三編『中国法制史 基本資料の研究』（東京大学出版会・1993）所収）が詳細に紹介するので基本的にはそれに譲るが、同時期の書評のみ以下に掲げておくこととしたい。

「此の書の特長とする所を挙げれば、秦律即漢律であるから漢律考を以て秦律を窺ひ知らしめ、劉宋及び南齊また晉律考の中に附見してある。故に本書の體裁は條理整然、各代の律令律名、刑名より處罰、科刑に至る迄詳記せざるはなく、且つ本書を座右に備へんか支那法律の進化の過程は容易に察することが出来る、殊に本書には原典の引用を盡くして剩ます所なく、毎條下には必要に應じて所見を披瀝して居り、本書の凡例にも「是書以考證、爲主」云々と述べて居る如くこの書の眼目が専ら考證を主要とする點に在り、且つ其の編述の形式が簡潔にして明瞭、しかも要領を得て居る點を見れば著者が編述に際しての苦

- (18) 「程樹徳 一八七六-X 字は郁廷、福建閩侯の人、彼れは清の舉人、日本に留學して法政大學法律科卒業、歸國の後さらに留學生の試験によつて法政科の進士となり翰林院編修を授けられた。そして彼れが日本留學の頃、日文书籍を漢文に繙譯して母國の文壇に紹介することに努めた。其の經驗は國史館の協修、法典編纂會の纂修、參政院の參政、福建法政學堂の教務長、己酉留米學生の考試襄校官、庚戌法官考試襄校官などの職に就いたことである。國民政府が成立すると彼れは官界進出の意を絶つて三民の飯を食はずと誓つた。そして一途に教育者の生涯に専念するに至つた。北京大學を始め北平大學、清華大學に講師となつた。其の譯書に「印度史」（北村三郎原著、光緒二十九年日本國學會印行）、「平時國際公法」、「物權法」、「刑事訴訟法新論」（光緒三十三年普及書局印行）、「比較行政法」、「比較憲法」、（民國二十年華通書局出版）「國際私法」（朝陽大學講義）、「憲法歷史及比較研究」（民國二十二年朝陽大學講義）、「漢律攷」七卷（民國八年著者自刻本）四冊。「九朝律考」二十卷（十六年商務印書館出版）、「中國法制史」（二十年華通書局出版）「說文稽古篇」など。」（橋川時雄『中國文化界人物總鑑』（中華法令編印館・1940）544-545頁）。他に「程樹徳」（外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』（東亞同文會業務部・1937）404頁）、「程樹徳（1876-）」（徐友春主編『民國人物大辭典（增訂本）』（河北人民出版社・2007）2000頁）、「程樹徳（1876-?）」（王玉明主編『中国法学家辞典』（中国劳动出版社・1991）711頁）にも紹介がある。さらに程樹徳に関する人物研究として蔡坤倫「學通古今的法史學家——程樹徳（1877-1944）」（法制史研究〔台北〕18・2010）がある。

心の跡を察するを得るのみならず、引いては近代支那人が科學的に進展しつつあるといふ一例を示すものとみられやうと思ふ。…⁽¹⁹⁾

また『九朝律考』のうち「漢律考」の「七 春秋決獄考」部分にある事例を抜粋して英語訳したものに R. C. W. Sheng〔盛振爲〕, Selected cases from the Han Dynasty〔漢律攷例案選譯〕〔法學季刊1-9・1924〕がある。なお先に拙稿においても触れたとおり、程樹徳は概説として『中國法制史』（商務印書館・1928）、『中國法制史』（華通書局・1931）をも発表している。

次に高一涵⁽²⁰⁾（1884-1968）を見よう。高一涵は『中國御史制度的沿革』（商務印書館・1926、1930（萬有文庫版）、1933（國難後第1版））の再版自序において、段祺瑞政権の際に科道制の時代に戻れとする論客があり、その過去を粗略に扱う態度に対し反対せざるを得なかったこと、問題は過去の再現ではなく現在の監察権をどう実現するかの議論であるとしている。また往々にして監察権が弾劾権のこととだけ理解されて、明清期の都察院が弾劾権に留まらない多様な特権を有したことが忘れられており、これらを考慮に入れることが必要だと説いている。五権憲法における監察権について考える際に歴史をそのまま再現するのではなく、考察の手がかりを歴史に求めたものとして出来よう。⁽²¹⁾緒論の後、御史官職的沿革、給事中官職的沿革、清代科道制的概略、結論との構成が取られている。

高一涵『中國内閣制度的沿革』（商務印書館・1930、1933）の自序では前著とともに歴史・法制上から中国の政治制度を研究する一種の系統的叙述を目指すことが謳われ、北京大学の『社會科學季刊』に載せたものの発行部数は多くないため、商

(19) 瀧〔遼一〕「(彙報) 九朝律考 閩縣程樹徳著」(史學雜誌40・8・1930) 123頁。

(20) 「高一涵 Kao I-han 安徽省六安縣人。一八八五年生。國民政府監察院監察委員。日本明治大學政治科卒業。國立北京大學、國立北京法政大學及武昌中山大學各政治學教授。北京中國大學政治學部主任教授、上海中國公學社會科學院長。武昌中山大學教授、軍事委員會總政治部編譯局長等に歴任。著書『歐洲政治思想史』、『政治學綱要』、『中國御史制度的沿革』、『中國内閣制度的沿革』等。」(外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』(東亞同文會業務部・1937) 166頁)。日本語での研究に森川裕貴「五四前後における高一涵の思想形成」(中国——社会と文化25・2010)があり、中国語での年譜や人物研究に高大同『高一涵先生年譜』(上海文化出版社・2011)、吴汉全『高一涵五四时期的政治思想研究』(吉林人民出版社・2012)、郭双林『高一涵卷中国近代思想家文库』(中国人民大学出版社・2015)がある。

(21) この問題は尾を引いたのか、高一涵「中国現在是否有恢復御史制度的必要」なる文章が『晨報七週紀念增刊』に見えるようであるが、筆者未見。

務印書館の國學小叢書に入れて刊行するとある。導言の後、自秦到六朝の宰相制度、自隋到宋の三省制度、金元の單省制度、明清兩代の內閣制度、內閣の職權の各章が置かれている。

朱章寶 (1888- ?)⁽²³⁾ の著作のうち『法律現象變遷史』(商務印書館・1933) は宇宙現象及其法則・社會生活的分析・法律現象和社會生活的關係・原始社會時代的法律現象・原始國家時代的法律現象・封建制度時代的法律現象・資本主義時代的法律現象・社會主義時代的法律現象・以社會生活爲根據的法律觀の9章からなる一種独特の風合いを持つ著書である。穂積陳重の『法律進化論』、さらにはDuguitやAnton Menger等も多く引用され、類書に見られない所論が展開されている。

張心澂 (1888- ?)⁽²⁴⁾ の手になる『春秋國際公法』(張仲清・1924) は、書名からして『万国公法』の翻訳で知られる William Martin が『中国古世公法論略』を執筆し、万国公法に相当するものが春秋戦国期に存在したと主張した附会論を想起させる⁽²⁵⁾。勿論國際法は近代西洋において生まれたものであるが、それに“対応するもの”が中国にもあった、としてそれを春秋期に求め続ける志向は、張心澂に限らず他の論文等においても見られるところである。

丁元普 (1888-1957)⁽²⁶⁾ による教科書『中國法制史』(會文堂新記書局・1930) につ

(22) 高一涵「中國內閣制度的沿革」(國立北京大學) 社會科學季刊3・4・1925) を指すと見られる。

(23) 「朱章寶(隱青) Chu Chang-pao (Yin-ching) 浙江省金華縣人。一八八八年生。日本東京帝國大學文科並に日本中央大學法科卒業。中華學藝社々員。浙江全省督學、浙江省立中學並に師範教員、浙江省長公署秘書、浙江省議員、浙江省黨部委員、國民革命軍總司令部總政治部宣傳處長、時事新報學燈編輯、廈門大學其他上海市各大學教授に歷任。現に上海法學院教授兼辯護士。著書『行政法總論』『獨逸富強之由來』。(外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』(東亞同文會業務部・1937) 209頁)。陳玉堂編『中国近現代人物名号大辭典』(浙江古籍出版社・1993) 159頁にも記述がある。

(24) 「張心澂(仲清) Chang Hsin-cheng (Chung-ching) 廣西省桂林縣人。一八八九年生。北京譯學館卒業。郵傳部七品小京官、鐵路總局課員、交通部主事、僉事、國民政府交通部總務司第五科々長に歷任。」(外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』(東亞同文會業務部・1937) 337頁)。

(25) この経緯については佐藤慎一『近代中国の知識人と文明』(東京大学出版会・1996) 74-77頁参照。

(26) 「丁元普(1888-1957) 上海人、原籍浙江蕭山, 1888年(清光緒十四年)生。清舉人。私立上海徐匯公學畢業後, 赴日本留學, 入早稻田大學。畢業歸國後, 歷任江蘇吳縣地方審判廳民庭庭長, 浙江嘉興地方法院刑庭推事、代理院長, 上海第二特區地方法院主任推事, 私立中國公學及私立上海法政學院教授。1933年9月, 任私立復旦大學中國法制史教授, 私立大夏大學法律教授。1953年6月, 入上海文藝館為館員。1957年逝世。終年69歲。著有《中國法制史》、《比較憲法》、《強制執行法要義》、《法院組織法要義》等。」(徐友春主編『民國人物大辭典(增訂本)』上卷(河北人

いては先に拙稿⁽²⁷⁾にて瀧川政太郎の批評とともに紹介したのでそちらに譲るが、丁元普はさらに『法律思想史』（會文堂新記書局・1932）をも出版し、法制史学への貢献をなしていることは特筆しておかねばなるまい。

また、注目されるのは前後していくつかの論文が発表されていることである。丁元普「近代法律思想變遷之趨勢」（現代法學1・1・1931）、丁元普「中華法系成立之經過及其將來」（現代法學1・4、5・1931）、丁元普「法學思潮之展望」（法軌1・2・1934）、丁元普「新生活運動之法律觀」（法政半月刊1・5・1935）、丁元普「中華法系與民族之復興」（中華法學雜誌1・7・1937）等を見ることが出来る。

郁嶷（1890-1938）⁽²⁸⁾の教科書・郁嶷『中國法制史』の諸版本についても先に拙稿にて整理を行ったのでここでは割愛する。⁽²⁹⁾

徐式圭（1892-1963）⁽³⁰⁾の著書『中國大赦考』（中華學藝社／商務印書館・1934）は大赦の界説、由来、国法・政治・法律上の地位、効力、制限、各学説、種類について簡単に解説したのち、二十四史に依拠しそこに現れる大赦の記録を順に掬い上げた半ば

民出版社・2007）4頁）。また弁護士活動をしていたことについて「丁君元普、歷任江蘇浙江湖北法曹有年、並曾任上海第二特區地方法院推事及上海各大學教授、法學湛深、聲譽卓著、今年九月間加入上海律師公會、執行律務、特設事務所於梅白格路愛文義路、口金椿里二四五弄十號、電話三二八七五號」とする報道（「丁元普律師在滬執行律務」（申報1934年10月14日15面））がある。

(27) 拙稿「中華民國初期における中国法制史学展開過程の一断面——教科書の分析を中心に」（法政研究86・2・2019）539-536頁参照。

(28) 「郁嶷（憲章）Yu I（Hsien-chang）湖南省澧縣人。北洋法政學堂卒業。江甯地方審判廳々長、湖南財政廳長、國民政府法政局編審、奉天省立法政專門學校教授、國立京師大學法科講師、朝陽大學、中國大學及保定河北大學教授等に歴任。現に國立北平大學法學院講師。」（外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』（東亞同文會・1937）3頁）。その他「郁嶷（1890-）」（徐友春主編『民國人物大辭典（增訂本）』（河北人民出版社・2007）853頁）、「郁嶷」（橋川時雄『中國文化界人物總鑑』（中華法令編印館・1940）299頁）にも紹介がある。郁嶷の文章については郁嶷『郁嶷論文集』（朝陽大學出版部・1930）、郁嶷著・李瑛点校『郁嶷法學文集』（法律出版社・2014）も参照。

(29) 拙稿にて扱わなかった戦前最末期の教科書について2点補足しておきたい。まずは新麟『中國法制史』（三通書局・1941）、全146頁、王朝毎に区切つての通史である。作者新麟については東亜同文書院の中國語教職員としてその名がみえる（石田卓生「東亜同文書院の中國語文章語教育について」（同文書院記念報24・2016）142頁注26参照）が、同一人物であろうか。もう1つは董康『中國法制史』（司法官養成所・1942）であり、集成刑事證據法・清秋審條例の2部分からなる。内容は新民學院の1941年度の講義である。

(30) 「徐式圭」（李升栄主編『屏南县志』（方志出版社・1999）804-806頁）参照。同記事によれば徐式圭は福建省屏南県の人、1915年に福建私立法政專科學校政治經濟系を卒業、その後は地元屏南において国民党の党務、及び地方教育事業に尽力、傍ら中華學藝社の社員として『中國教育史略』（商務印書館・1931）を始め歴史や文学方面に数多くの著作を発表している。

統計学的な仕事である。大赦については既に沈家本に「赦考十二卷」の著があり、屋上屋の感は否めない。執筆の動機は語られていないが、末尾に民国期の大赦の記録が付せられているので、時事としての興味も一因としてあったのかも知れない。

徐式圭『中國監察史略』（中華學藝社／商務印書館・1937）は未有監察以前の官吏状態・監察名稱の沿革・監察の雛形時代－秦・監察成長の初期－漢・魏晉監察の僅存・十六國監察の拾零・南北朝監察の互異・有隋監察の轉振・監察的全盛時期－唐・五代監察の没落・監察の復興時代－宋・遼金監察の仿製・元代監察の異制・都察院の監察時代－明清・共和政治的監察・諫議大夫・司隸校尉・封駁詔書の18章からなる監察制度の通史である。なお徐式圭は両書に先んじて論文「所有權之史的研究」（中華學藝社編『法制論叢』（商務印書館・1928、1934（國難後第1版））所収）も発表している。

さて、陳顧遠（1896-1981）⁽³²⁾の『中國法制史』（商務印書館・1934、1935（2版））はそれまでの教科書とは一線を画し、現在でも読み継がれる書として広く知られる。日本でも戦前に翻訳が発表されており、陳顧遠（西岡弘譯）⁽³³⁾『支那法制史』上下（人文閣・1941-1944）⁽³⁴⁾、陳顧遠「支那法制的質的問題」⁽³⁵⁾（河合篤編譯『支那法の

(31) [清] 沈家本撰『歷代刑法考』（全4冊）（中華書局・1985）所収。なお「赦考十二卷」については沈家本『歷代赦考』（上下巻）（臺灣商務印書館・1976）としても復刊されている。

(32) 「陳顧遠 一八九六-X 字は晴皋、陝西三原の人。國立北京大學の法學士、在學中も當時の五四學生運動に参加、上海の民國日報等の駐京記者でもあつた。またその成績が好かつたので政府から官費補助をうけてゐた。卒業してから中華法學會、地方自治學會、上海教授作家協會、社會科學研究會等の學術團體に加入、北京上海の各大學の政治系、法律系の教授、審計院秘書、北京國民通訊社社長、中央黨部民運會特種委員會兼政治組々長、立法院の委員、中央政治學校附設計政學院商事法行政の教授等に歴任した。その著述に「中國法制史」（民國二十三年商務印書館出版）、「中國國際法溯源」、「中國古代婚姻史」（十六年同上）、「國際私法總論」（二十年上海會文堂書局出版）、「國際私法本論」（二十一年同上）、「國際私法商事編」、「國際私法要義」（二十三年上海法學書局出版）、「地方自治通論」、「墨子政治哲學」、「孟子政治哲學」、「土地法」（二十四年商務印書館出版）など。（橋川時雄『中國文化界人物總鑑』（中華法令編印館・1940）473頁）。他に「陳顧遠（1896-1981）」（徐友春主編『民國人物大辭典（增訂本）』（河北人民出版社・2007）1504頁）にも紹介がある。人物研究として范忠信「中華法系人文精神的出色闡釋者——陳顧遠」（法制史研究〔台北〕9・2006）がある。

(33) 履歴は「西岡弘博士略歴・編著書・論文・講演・研究發表目録」（漢文學會々報31（『西岡弘博士古稀退休記念漢文學論集』）・1986）参照。

(34) 下巻は相当な稀觀本であるが、大分大学図書館に所蔵がある（請求記号：322.22//C1-1/2）ほか、陳顧遠（西岡弘訳）『支那法制史』上・下（アジア學書65）（大空社・1999）として復刻された際に上下巻とも収録された。

(35) 履歴は塩田庄兵衛編『日本社会運動人名辞典』（青木書店・1979）182-183頁参照。

根本問題』（教育圖書・1942）所収、陳顧遠『中國法制史』第一編總論第三章「中國法制之質的問題」の和訳）が知られている。

その序には当時の状況と陳顧遠自身の思いがつづられている。西岡弘の訳文はやや不正確なので原文を引用しておこう。

「我國大學文法課程中、向有中國法制史之目、實則往往僅備一格而已。其由文法科共開此課者、則注重『史』の研究、使法科生隨習之；其由法科獨開此課者、則又列入選修門、使法科生選習之；是仍爲否認法制之史的價值之見解。辦學者既輕其事、教學者益懈其責、修學者至於虛應故事、而心不在焉。因此、國內除少數法學者耆宿外、無有從事於中國法制史之著述、而學校所備以爲課本者、每多譯自東瀛之作。學術原無國境、譯本亦何所嫌？然以中國人於中國大學中、研究中國法制史、竟以譯本爲主、終覺未安。況中國法系居世界法系之一、其發揚光大、責在國人、外人偶一爲之、亦所謂『代大匠斲』者也。」⁽³⁶⁾⁽³⁷⁾

同著に対し西岡は「…以て本書が其の序文に見る謙虚な言葉に拘らず、氏の最も學述圓熟の期に於ける勞作たるを窺ふに足る。此の種の書として最も詳細なものであり、構想もまた斬新であり、所説奇を衒はず、穩健であり、既に定評があるのもその故なしとしな⁽³⁸⁾い。」と評価している。同著は戦後台湾においても刊行され、中国法制史の代表的な教科書として使われ続けたことから、定評ある書籍であったことは認めてよいであろう。ただ序文については謙虚というよりも陳顧遠の強烈な自負と責任感が伝わるものとしなければならぬであろう。

同著は確かにそれまでの教科書類とは一線を画すものとしてよい。王朝毎に区切った立法史的な通史の体裁は取らず、全体を總論・政治制度・獄訟制度・經濟制度の4編に分ち、まず總論では中國法制之史的問題・變の問題・質的問題・量的問題の4章を置き、政治制度では中國法制中之組織法・選試法、獄訟制度では訴審・

(36) 『老子』第74章に「夫代大匠斲者、希有不傷其手矣。」とある言葉。「大工の名人に代わって木を斲れば、手に怪我をするにきまっている。」（福永光司『中国古典選11 老子 下』（朝日文庫・1978）177頁）の意。

(37) 陳顧遠『中國法制史』（商務印書館・1934）1頁。

(38) 陳顧遠（西岡弘譯）『支那法制史』上（人文閣・1941）6頁。

刑名・科刑・肆赦、經濟制度では田制税制中之經濟立法・商制幣制中之經濟統制の各章を置いている。

特に總論 第一章 中國法制之史的問題では方法論に関する記述が多い。關於中國法制之史疑問題の部分ではそれぞれ推測之辭不可爲信・設法之辭不可爲據・傳説之辭不可爲確との準則を掲げ、關於中國法制之史實問題の部分では不應妄依朝代興亡而求中國法制之變遷・不應專依或種標準而言中國法制之變遷・不應偶依個人主觀而述中國法制之變遷との準則を掲げる。いずれも史料批判についての基本的な立場を表明するものとしてよい。

第二章 中國法制之變の問題では變法上・法統上・律學上よりみた「變」の在り方について記述が置かれ、第三章 中國法制之質の問題では儒家思想・家族制度・階級問題の視点から分析が行われる。第四章 中國法制之量的問題では「律」「令」「典」「敕」「格」「式」「科」「比」「例」方面からの量的問題が論じられる。

陳顧遠は他にも多くの書籍をものしており、法制史関連に限ってみても『孟子政治哲學』（泰東圖書局・1922）、『墨子政治哲學』（泰東圖書局・1923）、『中國古代婚姻史』（商務印書館・1925、1929、1933（國難後第1版）、1935（同第2版））、『中國國際法溯源』（商務印書館・1933、1934）、『土地法』（商務印書館・1935）、『中國婚姻史』（商務印書館・1936、1937（4版））等がある。日本語訳されたものも多く、上記『中國法制史』の他に陳顧遠⁽³⁹⁾（藤澤衛彦譯）『支那婚姻史』（大東出版社・1940）、陳顧遠⁽⁴⁰⁾（増淵俊一譯）『中國土地法』（大雅堂・1944）、陳顧遠⁽⁴¹⁾（眞鍋藤治編譯）『支那法系に關する回顧』（在上海大日本帝國大使館事務所・1944、陳顧遠「中国法系之回顧」の全訳）等があり、相応の注目を集めていたことがわかる。

なお陳顧遠は『中國法制史』上梓後も三部作・陳顧遠「儒家法學與中國固有法系之關係——關於中國法系回顧之一」（中華法學雜誌1-3・1936）、陳顧遠「家族制度與中國固有法系之關係——關於中國法系回顧之二」（中華法學雜誌1-7・1937）、陳顧遠「天道觀念與中國固有法系之關係——關於中國法系回顧之三」（中華法學雜誌

(39) 履歴は日外アソシエーツ編『20世紀日本人名事典』（そ〜わ）（日外アソシエーツ・2004）2180頁参照。

(40) 履歴は帝國秘密探偵社編『大衆人事録 第14版 外地・滿支・海外篇』（帝國秘密探偵社・1943）滿洲266頁掲載のものと見られる。

(41) 履歴は井村哲郎編『満鉄調査部——関係者の証言』（アジア經濟研究所・1996）754-755頁参照。

1-9・1937)を發表し、さらには陳顧遠「中國法制史上之法與令」(中華法學雜誌3-8・1944)、また戦後台湾において陳顧遠『中國文化與中國法系』(三民書局・1969)を刊行する等、法制史の大家の一人として活躍を続けた。

謝冠生⁽⁴²⁾(1897-1971)はパリ大学へ留学、博士論文である*Sié Cheou-tchang*(謝壽昌), *Esquisse d'une histoire du droit chinois : de l'origine jusqu'à la fin de l'époque féodale*, Jouve, 1924を執筆している。帰国後彼が発表した謝冠生「歷代刑法書存亡考」(東方雜誌23-3・1926)では、中国法制史の執筆計画として内篇(法制之本身)・外篇(歷代制律之因革並及其典籍流轉散佚之跡)を計画していたが内篇二巻を公表するに留まり帰国、外篇の草稿がそのままになっていたものから刑法関連の部分を起こしたとある。内容は歷代の刑法に関する書籍の書目であり、資料の発掘・整備という基本的かつ重要な仕事の一部に位置付けることが出来る。謝冠生は法制史への興味を抱き続けたのかも知れないが、要職を歴任する中で研究の時間を確保することは容易ではなかったと見え、関連する論文は少ない。ただ戦後に謝冠生『戰時司法紀要』(司法行政部・1948、司法院秘書處・1971(重印))を公表、貴重な資料整理の仕事を残している。

(42) 「謝冠生(壽昌) Hsieh Kuan-sheng (Shou-chang, Dr. Sie Cheou-tchang) 浙江省嵯縣人。一八九七年生。一九一四年上海聖イグネス大學卒業後上海商務印書館に入り、次で上海オロラ大學秘書となり傍ら同大學に學ぶ。一九二四年佛國巴里大學卒業(法學博士)。歸國後上海オロラ大學、復旦大學、吳淞中國公學、持志大學及上海法政大學等に教鞭を執り、一九二七年任國民政府外交部秘書兼國立中央大學法學院法律學主任教授。一九三〇年任國民政府司法院參事兼秘書長代理。一九三六年任司法院秘書長。」(外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』(東亞同文會業務部・1937)200頁)。他に「謝冠生(1897-1971)」(徐友春主編『民國人物大辭典(增訂本)』(河北人民出版社・2007)2718頁)、「謝冠生」(橋川時雄『中國文化界人物總鑑』(中華法令編印館・1940)759頁)にも紹介がある。また「謝壽昌(1897-1971)」(王伟『中国近代留洋法學博士考(第二版)』(上海人民出版社・2019)221頁、212頁に博士論文執筆の経緯が紹介されている。追悼文等関連文献に謝冠生「童年回憶」(中外雜誌8-2・1970)、「謝冠生先生傳略」(浙江月刊4-1・1972)、阮毅成「敬悼謝冠生師」(法令月刊23-2・1972)、查良鑑「盡釋司法的謝冠生先生」(華岡法粹4・1972、筆者未見)、查良鑑「中華法學協會前任會長謝冠生先生」(華學月報8・1972、筆者未見)、張文伯「盡釋司法的謝冠生先生」(憲政時代3-1・1977)、王洸「追懷謝冠生先生」(中外雜誌24-5・1978)、燕詒「謝冠生先生傳」(東方雜誌14-4・1980)、查良鑑「追懷謝冠生先生」(法令月刊32-12・1981)、馬存坤「追懷謝冠生老師」(中外雜誌42-3・1987)、謝鴻軒「謝冠生傳」(國史館館刊15・1993)、徐華鑑「中國著名法學家謝冠生新傳」(浙江月刊31-6・1999)、さらに謝冠生先生治喪委員會編『司法院謝故院長冠生先生紀念集』(謝冠生先生治喪委員會・1971)、潘群英文『司法制度的奠基者：謝冠生的故事』(近代中國青少年通俗讀物叢書第3輯10)(近代中國出版社・1983)、文集に謝冠生『筵室堂文稿』(臺灣商務印書館・1973)がある。

陶希聖 (1899-1988)⁽⁴³⁾ は法制史の教科書を残した訳ではないけれども、主として社会史の側面から、法制史にも関わる著作を多くものしている。陶希聖自身、特に若いころには実定法に触れる機会も多かったようであり、修訂法律館の第一次徵求意見課題に応募し当選、『法學會雜誌』⁽⁴⁴⁾ に論文が掲載されるに至っている。また1921年7月公布の民事訴訟條例、1921年11月公布の刑事訴訟條例を主とした関連法規を集めた法令集、陶彙曾『訴訟法規』(商務印書館・1925)がある。同書凡例に「本書與同時出版之改訂訴訟須知相輔而行」とあるところから、陳承澤校訂・陶希聖改訂『訴訟須知』(商務印書館・1925(改訂13版))と並行して行われたものであることがわかる。こうした基礎作業を受けて陶彙曾『中國司法制度』(商務印書館・1926)が書かれたのであろう、同書は緒論の他、司法機關の種類・司法機關の組織・

(43) 「陶彙曾(希聖) Tao I-t seng (Hsi-sheng) 湖北省黃岡縣人。一八九九年生。國立北京大學法律學系卒業。中華學藝社及中國經濟學社々員たり。卒業後商務印書館編譯所法制經濟部編輯、安徽省立法政專門學校、上海大學、上海法政大學、武昌中山大學、上海復旦大學、國立暨南大學、國立勞動大學、上海法學院、國立中央大學、司法行政部法官訓練所等の教授或は講師に歴任。現に國立北京大學法學院教授並、食貨半月刊主任編輯。著書『唐代經濟史』、『中國社會之史的分析』、『民法親屬』、『親屬法大綱』、『西漢經濟史』、『唐代經濟史』、『婚姻與家族』、『國家論』、『中國政治思想史』。(外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』(東亞同文會業務部・1937) 426頁)。他に「陶希聖 (1899-1988)」(徐友春主編『民國人物大辭典(增訂本)』(河北人民出版社・2007) 1510頁)、「陶希聖 (1899-)」(王玉明主編『中國法學家辭典』(中國勞動出版社・1991) 621頁)、「陶彙曾」(橋川時雄『中國文化界人物總鑑』(中華法令編印館・1940) 494-495頁)にも紹介がある。年譜として子孫の手になる陶泰來・陶管生整理『陶希聖年表』(聯經出版事業・2017)が完備である。自身の回顧録に陶希聖『潮流與點滴』(傳記文學出版社・1964)、日記に陶管生編『陶希聖日記：1947-1956』(聯經出版事業・2014)がある。中国での関連研究に李楊等編『参政不知政：大時代中的陶希聖』(湖北人民出版社・2009)、陈峰『陶希聖卷』(中国人民大学出版社・2014)、贺渊『陶希聖的前半生』(新星出版社・2017)、陈园园『陶希聖与“食貨”学派研究』(浙江大学出版社・2018)がある。台湾での追悼文や関連文献として編者「悼念兩位老作者：毛子水與陶希聖先生」(傳記文學53-1・1988)、何茲全「悼念我師陶希聖先生」(傳記文學53-2・1988)、杜正勝「陶希聖先生的社會史研究」(國史館館刊5・1988)、黃寬重「陶希聖與食貨雜誌」(歷史月刊7・1988)、杜正勝「通貫禮與律的社會史學——陶希聖先生學述」(歷史月刊7・1988)、杜正勝「陶希聖先生學述」(湖北文獻100・1991、筆者未見)、「陶希聖 (1899-1988)」(傳記文學64・6・1994)、陶恒生「書生論政而猶是書生——紀念我的父親・中國社會史學派始祖陶希聖」(傳記文學84・3・2004)、劉作忠「陶希聖先生——研究中國社會經濟史的先驅」(湖北文獻164・2007)、黃寬重「禮律研社會——陶希聖研究中國社會史的歷程」(新史學18-1・2007)等がある。

(44) 『法學會雜誌』掲載の陶希聖の論考として「自然債務應否認其存在：修訂法律館第一次徵求意見答案」(法學會雜誌1・1921)、「債權人之留置權是否必限於與其債權發生原因有關之物始能存在(狹義留置權)抑不限定何物(廣義留置權)及債務人生計上必需之物是否得為留置權之標的」(法學會雜誌2・1921)、「因不歸責於兩造之事由所生之危險應由債權人負擔抑應由債務人負擔及是否可採損失分担之法」(法學會雜誌3・1921)、「利息之最高率最多額及滾利印子等方法應否限制」(法學會雜誌4・1922)がある。

司法機關的權限・檢察制度・書記官及其他人員・司法官吏之任免及保障・審判・司法共助・司法行政及司法監督の9章、全81頁の小冊子である。またこの時期陶希聖は陶保霖編纂『法制概要』（商務印書館・1914（初版）、1926（訂正34版））の改訂を行っている。陶保霖（1870-1920）は『惺存遺著』（商務印書館・1922）⁽⁴⁵⁾でも知られる通り、清末に『法政雜誌』等に法制関連の記事を多数投稿した人物である。

さて陶希聖の法学研究の一つの画期となるのが陶彙曾『親屬法大綱』（商務印書館・1928）である。ほぼ同じ時期に刊行された中華學藝社編『法制論叢』（商務印書館・1928、1934（國難後第1版））に「理論上之宗法」「現於服制之親屬制度」「離婚原因之義絶」と三本の論考を寄せているところからも、同時期集中的に家族法研究にあたっていたことが想像される。

『親屬法大綱』自序において陶希聖は中国の親屬法を語る上で婚制・家制は必須でありそれらの変遷が特に少ないこと、また親屬制度につき宗法がその綱領となっており、歴代の律例や民律草案もそれにより説明が可能であること、を指摘する。さらに律例や草案の内容が社会の実際の規範であるかどうかについて問いを立て、以下のように続ける。

「社會實際親屬生活之規範果與律例與草案所載者相符，則律例與草案所根據之系統，必有左列二條件，二者失一，則律例與草案縱可因其方執行於法院而以 law in action 呼之，決不可謂其皆存在於民間而以 living law 呼之。條件維何？

（1）中國民族之社會組織均曾經宗法社會之時期。

（2）今日之社會組織均由宗法蛻化而來，變遷殊少。

乃一考諸史實及斷鱗片爪之習慣調查，即知此二事者，始終固未嘗全備。蓋中國民族之構成，殊為複雜，故中國民族之文化亦殊非單一之文化，其社會組織未

(45) 「『陶葆霖』（1870-1920）浙江秀水（今嘉兴）人。字惺存（有《惺存遺著》，1922年上海商务印书馆），号景藏。光绪二十一年（1895）补嘉兴府学生员。后纳资为候选主事，长居家乡，任邑学校长。二十八年留学日本东京法政大学。回国后为张元济延入商务印书馆，任编辑数载。宣统二年（1910）任浙江諮议局议员。次年主编《法政杂志》。后北上任资政院议员。武昌起义后，因反对资政院举袁世凯为内阁总理。南归仍入商务印书馆。著见例。兄葆廉。」（陈玉堂编『中国近现代人物名号大辞典（全编增订本）』（浙江古籍出版社・2005）1088頁）。『惺存遺著』（商務印書館・1922）は慶應義塾図書館三田メディアセンターに所蔵がある（請求記号：308@21@1-2）。なお名前に就き「保霖」と「葆霖」で漢字表記が揺れているが、履歴等から見て同一人物と推定される。

可一概以「宗法」律之也。⁽⁴⁶⁾

原文ではlaw in action及びliving lawのくだりでそれぞれRoscoe Pound及びEhrlichが引用されており、習慣調査についての言及があることとともに興味深い。このこととも関連してか『親屬法大綱』は実定法逐条解釈の如き体裁を採らず、より広く親族法の全体像に迫る。緒論では親屬共同生活・親屬法・親屬法之本位、前論として宗法・現行之族制・服制・舊律之服圖の各章を置き、本論では親屬・家・婚姻・親子・監護・親屬會の6章において幅広い比較法的考察を含めた論を行っている。家族法関連としてはさらに『婚姻與家族』（商務印書館・1934）、『民法親屬論』（會文堂新記書局・1937）を発表している。

陶希聖はその他陸続と社会経済史に関する著作を発表している。『中國社會之史的分析』（新生命書局・1929）、『中國社會與中國革命』（新生命書局・1929）、『中國封建社會史』（南強書局・1929）、『西漢經濟史』（商務印書館・1931）、『中國政治思想史』（新生命書局・1932-1935）等である。これらは多く日本語訳され、陶希聖（東亞經濟調査局譯）『支那社會の史的分析』（東亞經濟調査局・1929）、陶希聖（野原四郎譯）『支那封建社會史』（四海書房・1931）、陶希聖（荒尾久譯）『支那社會史講話』（學藝社・1935、『中國社會與中國革命』の翻訳）、陶希聖（天野元之助譯補）『支那に於ける婚姻及び家族史』（生活社・1939）、陶希聖（天野元之助譯）『西漢經濟史』（生活社・1940）等の形で刊行されており、相当注目されていたことがわかる。

また陶希聖は晩年台湾において『清代州縣衙門刑事審判制度及程序』（食貨出版社・1972）、『中國法制之社會史的考察』（食貨出版社・1979）といった著作を公刊している。いずれも中国法制史学では基本書の一つとして読み継がれる著作である。

楊鴻烈⁽⁴⁷⁾（1903-1977）はその三部作となる『中國法律發達史』（商務印書館・

(46) 陶彙曾『親屬法大綱』（商務印書館・1928）2-3頁。

(47) 「楊鴻烈（憲武）Yang Hung-lich（Hsien-wu）雲南省晉寧縣人。一九〇三年生。國立北平師範大學及清華學校研究院卒業。日本東京帝國大學文學部大學院卒業。天津私立南開大學教員、上海中國公學大學部文史學系教授兼主任、省立河南大學史學系教授主任に歴任。著書『中國法律在東亞諸國之影響』、『中國法律發達史』、『中國法律思想史』、『中國詩學大綱』、『袁枚評傳』。（外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』（東亞同文會業務部・1937）504頁）。他に「楊鴻烈（1903-1977）」（徐友春主編『民國人物大辭典（增訂本）』（河北人民出版社・2007）2174頁）、「楊鴻烈（1903-1977）」（王玉明主編『中國法學家辭典』（中國勞動出版社・1991）240-242頁）、「楊鴻烈」（橋川時雄『中國文化界人物總鑑』（中華法令編印館・1940）603頁）にも紹介がある。人

1930、1933（國難後第1版））、『中國法律思想史』（商務印書館・1936、臺灣商務印書館・1964（臺1版））、『中國法律在東亞諸國之影響』（商務印書館・1937）によってよく知られている。楊鴻烈の生平については近年、修士論文ではあるが韓林博『楊鴻烈的学术之路』（华东师范大学硕士学位论文・2016）が詳細に紹介しているので、それによりながら整理してみたい。

まず指摘されるのは楊鴻烈の胡適への心酔ぶりである。耿云志主編『胡適遺稿及秘藏書信』第38冊（黄山書社・1994）所収の楊鴻烈信二十九通には時々状況の切々と訴え続ける楊鴻烈の書簡が収録されている。また梁啓超へも私淑しており、清華大學研究院において実際に師事したことも指摘される。さらには自ら執筆の状況を語った楊鴻烈「中國法律史的寫作」（人間味1-2・1943）が引かれ、種々の病に苛まれながら『中國法律發達史』を執筆したことが紹介される。同書については阮毅成「楊鴻烈的中國法律發達史」（圖書評論1-8・1933）が基本的に評価はしつつも手厳しい批判を加えたことにも言及される。

以上の韓林博の整理に加えて日本側の資料も見ていきたい。『中國法律發達史』については刊行後かなり手厳しい書評が野原四郎によって書かれている。以下の如くである。

「然し、全編を通觀して、緒言に見えた著者の研究態度乃至抱負は、遺憾乍ら、果して何れの點に闡明されてゐるのだらうと、疑はざるを得ない。そののみか諸言に於ける、パウンド氏以下の諸法律史家の所説の羅列が、空虚な威容を付けて居る様に思はれぬでもない。我々は、支那四千年の法律發達史として、かゝる辭書的蒐集（粗笨な目次以外に、簡単な索引もない不親切さは、そのenzyklopädischな效果も減殺する。）乃至は記述に到底満足すべくもない。かゝる史料の切抜的蒐集以上に、これを消化し一貫せる具體的體系を示してこそ、

物研究に刘广安「楊鴻烈与中国法律史学」（法学家・1994年第3期）、何勤华「楊鴻烈其人其书」（法学论坛18-3・2003）、刘高勇「楊鴻烈：力树中华法系的世界地位——以《中国法律在东亚诸国之影响》为中心」（社科纵横21-10・2006）、张雷「楊鴻烈对中国法律史学的贡献」（淮阴师范学院学报（哲学社会科学版）・2007年第5期）、莊以馨「利那與永恆之間——楊鴻烈的學術與時代」（法制史研究〔台北〕14・2008）、尤陈俊「中国法系研究中的“大明道之言”——从学术史角度品读楊鴻烈的中国法制史研究三部曲」（中国法律评论2014年3期）、韩涛「楊鴻烈《中国法律思想史》中的一例错误及其流传」（法律史研究11・2018）がある。

著者が其の諸言中に引いたパウンド氏の「吾人は特定の場所に於ける社會的
要請をば、あらゆる矛盾と重疊との可能性を顧慮しつゝ、且つ、その經濟的・政治
的・宗教的・道德的諸形相の全般に涉つて考慮すべきである。」との態度も首
肯されるのである。⁽⁴⁸⁾」

また小早川欣吾も同書につき、

「…甚だ多くの文獻を驅使せる事と、其の並列の方法が現代法上の概念に従ふ
てゐる事とは一般法家の座右に備へ時に應じて見るに便である。併し著者自身
の考想は多く文獻並列の在方の裡に隠れ直接表面に現れ出ぬ。」⁽⁴⁹⁾

と評している。

その後楊鴻烈は日本へと留学をする。日本への思いや生活の様子は韓林博も引用
する楊鴻烈「我與日本」（華文大阪毎日8-8~9-4・1942）に詳述されている。韓林
博によれば楊鴻烈は当初から英米への留学を希望し胡適にも相談していたとのこと
であり、日本留学はある意味次善のものであった可能性がある。

楊鴻烈の日本留学については外務省外交史料館に關係資料が残されている。⁽⁵⁰⁾それ
によれば指導教員は和田清であったことが判明する。楊鴻烈は1935年4月に東京帝
国大学文学部の大学院に入り、9月より外務省の特選留学生としての給費を受けた
ようで、さらに翌年の特別選抜補給継続の願書、履歷書及び和田清の推薦書が残さ
れている。資料上では1937年3月まで給費継続が認められたようである。

この留学期間中に『中國法律思想史』が出版されている。韓林博は前著『中國法

(48) 野原〔四郎〕「(彙報) 中國法律發達史 楊鴻烈著」(史學雜誌42-10・1931) 117頁。なお「著者の研究態度乃至抱負」については「東西の法律史家の所論を可成精細に叙述し、又批判を加へてゐる。特にRoscoe Poundの史觀には大に共鳴して居るものゝ如く、其の「法律史觀」からは、多くの引用文を載せ、彼の社會工程學(An engineering interpretation)的方法は、自分も大に注意を拂つた所であると述べている。」とされている。

(49) 小早川欣吾「楊鴻烈氏著『中國法律發達史』」(法學論叢27-6・1932) 95頁。

(50) 「9. 楊鴻烈・余錫嘏 東京帝国大学」(JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. B0501550980011、在本邦特選留学生補給実施關係條件 第一卷(H-5-3-0-1_001(外務省外交史料館)) 参照。

『法律發達史』が王朝毎に区切った記述を行ったことについての阮毅成の批判を受け、「殷周萌芽時代」・「儒墨道法諸家對立時代」・「儒家獨霸時代」・「歐美法系侵入時代」という区分が採られた可能性を指摘する。

また『中國法律思想史』については小野清一郎が書評を寄せている。⁽⁵¹⁾ 小野は「個々の部分について特に創見といふべき程のものはないにしても、大體において穩當な見解をもつてよく全體の見通しをつけてゐる點推賞に値する。」とした上で、「要するに本書は廣汎なる支那法律思想史を概説したものととして、將來のより深い研究に對するよき手引きと爲るであらう。…なほ全編古今文献の引用が大部分を占めてゐるのは、かの邦における傳統的な文献學的方法を脱せず、獨自の思索的理解に乏しい憾がある。しかし他方我々にとつて從來の文献を知る便利もあるのである。」と述べている。

そして留学最末期に『中國法律在東亞諸國之影響』が刊行される。中国法系への言及の後、中国法の朝鮮・日本・琉球・安南への影響についての詳細な記述が置かれている。和田清の下での研究の集大成といえる。さらには後にこの研究で博士の学位が授与されているが、現在国立国会図書館関西館に所蔵されている博士論文「中国法律在東亞諸國の影響」の封筒には「東京大学文学博士・學位授与1949年6月15日」とある。この日付が正しければ、学位授与は楊鴻烈の日本留学時ではなく、戦後相当時間が経過してからの学位授与であったことになる。封筒内には『中國法律在東亞諸國之影響』に加え、参考論文として『中國法律發達史』『中國法律思想史』が付されている。楊鴻烈は帰国後汪政權に関与したこともあって日本語での文章・書籍もいくつか残している。⁽⁵²⁾

(51) 小野清一郎「(新刊紹介) 楊鴻烈著、中國法律思想史」(法學協會雜誌56-11・1938) 参照。文中の引用はそれぞれ109、111頁。

(52) 楊鴻烈の日本語での文章には楊鴻烈他「國民政府青年要人現地座談會」(現地報告(文藝春秋社) 8-7・1940)、楊鴻烈(高倉克己譯)『中日文化交流の回顧と前望』(立命館出版部・1940)、楊鴻烈「東亞聯盟と大亞細亞主義」(支那時報34-3・1941)、楊鴻烈「新中國民族意識の構造」(支那時報34-5・1941)、楊鴻烈「私の知れる汪主席」(東亞解放3-8・1941)、楊鴻烈「中日兩民族の愛國心」(東亞解放3-11・1941)、楊鴻烈「西洋の文藝復興と東亞の文藝復興」(中日文化1-3・1941)、楊鴻烈「民族性より日支關係を論ず」(上海日本總領事館特別調查班譯編『興亞建國運動の理論と主張』(日本總領事館特別調查班・1942) 所収)、楊鴻烈「文化事業の方向」(黃島3・1943) 等がある。

丘漢平⁽⁵³⁾（1904-1990）は『歷代刑法志』（商務印書館・1938）でよく知られている。
当時すでに岡本午一⁽⁵⁴⁾による書評があるが、

「…先づ其の編纂の杜撰なことである。…根本に於て確固たる一定の方針の下に遂行されたかどうか少々疑はしい。數多き正史の法律關係記事を（但し殆んど各刑法志の轉載ではあるが）收録した並々ならぬ努力の程は十分に敬意を表するものであるが、史料の再録に當つては此の種の編纂物に往々見らるゝ粗雑さが注意される。」

「從來殆んど完成され得なかつた二十四史の刑法志を兎も角此れ迄に纏め上げた勞は多とすべきであると同時に、之に依つて支那法律發達史を窺知することが比較的容易であり、又無數の見出しは索引的存在價值を有するものとして史料蒐集の場合甚だ便利であることを感謝せねばならない。」

とされている。確かに歷代刑法志からの抜粋を主とした二次史料集であり、指摘の点は否めないけれども、後に見る唐律研究の大家・徐道鄰が『歷代刑法志』を渴望していたという逸話にも見られる通り、学界から一定の注目は集めていたものと思われる。⁽⁵⁵⁾ 丘漢平は他にも丘漢平『歷代律例全書』（上海民權律師團・1934）とし⁽⁵⁶⁾

(53) 「丘漢平（知行）Chiu Han-ping (Chih-hsing) 福建省海澄縣人。一九〇四年生。中國公學大學法學士、東吳大學法學士。東吳にては學生會代表たりき。中國公學、暨南大學教授、交通大學講師、僑光中學校長に歴任。現に東吳大學法學院教授、中國經濟信用合作社總經理の外、上海南京に於いて辯護士に従事。著書『先秦法律思想』、『法學通論』等。」（外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』（東亞同文會業務部・1937）98頁）。他に「丘漢平」（徐友春主編『民國人物大辭典（增訂本）』（河北人民出版社・2007）287頁）、「丘漢平」（橋川時雄『中國文化界人物總鑑』（中華法令編印館・1940）89-90頁）にも紹介がある。丘宏義・丘宏達編『丘漢平先生法律思想和憲法問題論集』（正中書局・1973）と何勤華・洪佳期編『丘漢平法學文集』（中國政法大學出版社・2004）を併せればほぼ全ての論文にあたることが出来るが、勿論原典を確認すべきこというまでもない。

(54) 岡本午一「（批評・紹介）歷代刑法志 丘漢平編著」（東洋史研究4・6・1939）。文中の引用はそれぞれ544、545頁。

(55) 「…他又有一次，要尋找丘漢平兄在抗戰以前所著的歷代刑法志，此書原由商務出版，但商務也沒有了。我於是去找漢平兄，他乃複印了一冊交我送給他。他收到後，大爲高興。」（阮毅成「悼徐道鄰兄」（傳記文學24・5・1974）35-36頁）とある。

(56) なお日本においては内田智雄編『譯注 中國歷代刑法志』（創文社・1964）、内田智雄編『譯注續中國歷代刑法志』（創文社・1970）において詳細な訳注が施されたこと、今更指摘するまでもないが、同書の序や解題において丘漢平著への特別の言及はない。日本における刑法志関連の

て唐律疏議の復刊を行い、それらに前後して丘漢平『先秦法律思想』（光華書局・1931）や丘漢平・盛振爲・孫曉樓編『中國歷次刑法比較』（東吳大學法律學院：法學雜誌社・1935）といった著作も発表している。

徐朝陽⁽⁵⁷⁾（1905-1979）の著『中國古代訴訟法』（商務印書館・1927）、は緒論・訴訟之觀念・民事訴訟與刑事訴訟之區分・訴訟法原則・私訴之有無・公訴權之消滅・法院之組織・司法官吏・訴訟代理及輔佐・訴訟費用與訴訟擔保・訴訟證據・訴訟時期・裁判の13章、現代法の枠組みから古代訴訟法を概観する。

徐朝陽『中國刑法溯源』（商務印書館・1929（2冊本）、1933、1934（再版）、臺灣商務印書館・1965（萬有文庫、臺1版））は總論・犯罪・刑罰・監獄の4編構成、徐朝陽『中國親屬法溯源』（商務印書館・1930、1933、臺灣商務印書館・1968（人人文庫、臺1版））は親屬之名稱・親屬・家制・婚姻・親子・宗法考證の6章構成、徐朝陽『中國訴訟法溯源』（商務印書館・1933、1934、臺灣商務印書館・1965（萬有文庫、臺1版）、1973（人人文庫、臺1版））は全21章にわたり現代法の枠組みから概観を行っている⁽⁵⁸⁾。

（2）法系論と法制史

中華民國期において中国法系を巡る議論は数多く発表されている。Wigmoreの法系論によりつつ、時に中国法系が淘汰されかねない現状を認識しながら、清末以来の西洋近代法一辺倒の動きに対し、中国古来の法制の長所を説き、その精神の復興を唱えるものが多い。即ち西洋近代法一辺倒で中国法の伝統を顧みないのは「數典亡祖」であり、無理に西洋近代法を当てはめようとするのは「削足適履」であり、

研究については七野敏光「九朝律考および漢唐間正史刑法志」（滋賀秀三編『中国法制史 基本資料の研究』（東京大学出版会・1993）所収）を参照されたい。

(57) 「徐朝陽（1905～1980），字鳴昌，縣城人。北京朝陽大學法律系肄業，獲法學士學位。歷任上海商務印書館編輯、永康縣立中學校長、浙江省警官學校教官、陸軍卅二集團軍總司令部軍法處上校處長等職。抗日戰爭勝利後，在上海執行律師業務，先後20余年。著作有《中國親屬法溯源》、《中國刑法源》、《中國訴訟法溯源》等」（永康縣志編纂委員會編『永康縣志』（浙江人民出版社・1991）760頁）。なお「著者介紹」（徐朝陽著、吳宏耀・童友美點校）『中國古代訴訟法・中國訴訟法溯源』（中國政法大學出版社・2012）では沒年を1979年とするほか、北京朝陽大學ではなく北京大學法律系卒業とする。

(58) 蔣超「法制史研究存在的問題：以《中國訴訟法溯源》為例的解讀」（重慶工商大學學報（社會科學版）28-5・2011）がこの姿勢につき批判を行っているが、学界全体で徐朝陽に関する研究自体が不足している状況にあることから、さらなる研究が望まれる。

まずは自らの伝統を顧みるところから始められなければならない、というのが通奏低音として流れているが、そこにおいて中国法は西洋法の根源であるローマ法に勝るとも劣らない歴史と内容を有するものとして措定されなければならない、勢い中国法制史が引き合いに出される、という形で法制史学が引用されることになる。本来一つの思想史として複数の論考を重ねて検討されるべき問題ではあるが、以下関連の論考を概観するにとどめる。

盧復「中國法系論」(法政學報1-1・1918)は法律之沿革・法律之種類・法律之學術・法律之觀念・司法之眞象と分けてその特徴を述べ、欧米や日本の状況にも目配りしつつ、中国に根差した伝統的要素を全て捨て去るのではなく一定程度生かす道を模索する。

高維廉「建設一個中國法系」(法學季刊2-8・1926)は清末民初の大陸法系と英米法系の対立を指摘しつつ、何れを採用しても「削趾就履」であり、独立した「中国法系」を建設すべきとして、旧来の中国法の問題点を指摘する。

薛祀光⁽⁵⁹⁾「中國法系的特徵及其將來」(社會科學論叢1-4・1929)は、中国法系が、恰も羅馬法がその帝国滅亡後も影響力を持ち続けたが如くに自己の生命を維持し得る要素を有するか否か、中国法系の特徴である道德との近接性・刑罰の嚴重性の二要素から論じ、中国法系において法律と道德が同一の範疇にあり、道德の内容が変化すると共にそれに従って法律思想も変化してゆくという点に、中国法系の生命及び時代への適合性が存すると説く。

李次山⁽⁶⁰⁾「世界法系中之中華法系」(法學叢刊1-2、3、4・1930)は3回100頁近い連載ながら未完である。16の法系を過去法系・混化法系・新興法系・獨立法系・特殊

(59) 马锡鉴「薛祀光传略」(温州师范学院学报(哲学社会科学版)19-5・1998)、陈颐編『薛祀光集』(商务印书馆・2021)参照。

(60) 「李次山(1887-1935) 又名時苾, 湖北英山人, 1887年(清光緒十三年)生。1911年, 畢業於公立安徽法政學堂, 曾參加辛亥革命。1913年, 參加討袁軍, 失敗後被捕入獄。獲釋後赴日本。1916年, 在上海任律師。1918年, 參加上海新聞記者俱樂部。次年, 在上海創立第一個中文通訊社——聯合通訊社。嗣參加中國國民黨。“九一八”事變時, 參加上海各界救國聯合會, 進行抗日救亡活動; 後被吊銷律師證書, 并被逮捕入獄。出獄後, 致力於社會募捐, 支援東北義勇軍。後在上海任律師, 并繼續從事民主革命活動。1935年, 再次被捕入獄, 不久病逝。年48歲。」(徐友春主編『民国人物大辞典(增订本)』(河北人民出版社・2007)477頁)。他に「李次山(1887-1936)」(英山县志编纂委员会編『英山县志』(中华书局・1998)745頁)にも紹介がある。人物研究に蒋二明「名震朝野的一代国士李次山」(党史纵览2005年第1期)がある。

法系に分類し内容を詳述する。中華法系は独立法系に位置付けられ、特殊法系とされた共產主義法系に及ぶ前に連載が途切れている。

馬存坤「建樹新中華法系」（法律評論351・1930）は世界の法系を概述した後、大陸法・英米法の個人主義、ソ連の共產主義ともに階級を反映したものであり、階級性を有しない三民主義の新たな中華法系によるべきだとする。

焦易堂⁽⁶¹⁾「新中國法系與世界大同」（法學季刊1-1・1930）も三民主義による新たな中国法系により世界大同を実現すべきとする。

丁元普「中華法系成立之經過及其將來」（現代法學1-4・1931）はWigmoreの法系論を紹介した後、法律哲學之原理原則において古代法思想史を扱い、歷代法典之因革において古代の法典について扱う。

王汝琪⁽⁶²⁾「中華法系之復興」（復興月刊1-10・1933）は中華法系與世界法系において法系論を紹介、中華法系之哲學的基礎、中華法系法典之沿革と論を進め、中華法系之復興において中華法系が欧米に劣るものではないことを主張しつつ、その復興のための問題点を6点にわたり紹介する。

程樹德「論中國法系」（法律評論539・1934）は欧米との対比から中国法系の特徴として道德礼讓に根拠を置くこと、抑強扶弱を特質とすること、訴訟法のないこと、不文法であり慣習をうまく用いてきたこと、家族本位であること等を挙げて論じる。行論中Marxへの言及があることも興味深い。また注釈でvan der Valkの中国法研究⁽⁶³⁾に言及する。

蔣澧泉「中華法系立法之演進」（中華法學雜誌6-7・1935）は法系概説の後、中華法系之沿革・地位・過去立法之背景・過去立法之核心・特質・轉變、中華法系立法

(61) 「焦易堂（希孟）Chiao I-tang（His-meng）陝西省武功縣人。一八八〇年生。陝西法政專門學校卒業。夙に中國同盟會に加入し陝西に在りて革命運動に従事す。一九一三年參議院議員に擧げらる。一九一七年任廣東大元帥府參事。其後陝西、河南、天津等に在りて國民黨員として活動を續く。一九二八年任南京國民政府立法院立法委員兼法政委員會委員長。一九二九年任國民黨第三次中央候補執行委員會委員。一九三〇年兼任國民政府考試院考選委員會委員。禁煙委員會委員。一九三一年任國民黨第四次中央候補執行委員會委員。國民政府改組に際し國民政府より退く。その後立法院法制委員會委員長を経て一九三五年任最高法院院長、第五期中央執行委員。」（外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』（東亞同文會業務部・1937）246頁）。

(62) 何碧輝「王汝琪：新中国第一部《婚姻法》执筆者」（世紀2012年第1期）、熊先觉「律師制度的拓荒者王汝琪」（中国律師1999年第12期）参照。

(63) van der Valkについては拙著『近代中華民國法制の構築』（九州大学出版会・2018）第九章を参照されたい。

嬗變之理論基礎、中華法系立法與歐美各國立法之異點及嬗變前後之比較の構成で論じる。特質として爲農生活法系・爲家族單位之法系・爲民本主義之法系・非宗教法系・富有社會主義色彩的法系・質地純潔之法系と列挙される論点は後続の諸論考でも言及されることがある。

何興翔「試論我國法系之梗概」（民鐘季刊1・4・1935）は中國法系の特徴8点を挙げるが、多く先の蔣淵泉の指摘とも重なる点が示されている。後半は中国法發達の歴史を5期に分けて記述している。

劉陸民「建立中國本位新法系的兩個根本問題」（法學叢刊4・6・1936、中華法學雜誌1・1・1936にも掲載）は小野清一郎が「…ひたすらドイツ及び日本の一九二〇年代の改正草案の跡を追はんとしてゐる此の中華民國の新刑法は果して時勢に適合せる立法と謂ふことを得るだらうか、甚深の疑ひがある。支那は支那固有の文化をもつて居り、殊に刑法に於て最も古い文化的傳統を有する邦であり、その文化的傳統には今日最早用ふべからざるものもあるが、しかし今日に於て更に其の精神を發揮せしむべきものも尠くないと考える。⁽⁶⁴⁾…」と主張したことに呼応し、また田中耕太郎の世界法の議論も意識しつつ、中国本位の新法系建立の是非について、法律與民族、法律與國家の二方面から検討を加える。

陳鵬⁽⁶⁵⁾「中國法系之權利思想與現代」（法律評論664・1936）は西洋近代における權利思想の対応物が古代中国にもあったことを力説し、中国法系の偉大さを再確認しようとする。李景禧⁽⁶⁶⁾「讀「中國法系之權利思想與現代」有感」（法律評論671・1936）はこれに基本的に賛同しつつも、比較という方法論を始めとして陳論文が有する諸問題を摘出する。

(64) 小野清一郎「中華民國の新刑法について」（法學協會雜誌54・6・1936）104頁。

(65) 「陳鵬（1907-）」（徐友春主編『民国人物大辞典（増訂本）』（河北人民出版社・2007）1377-1378頁）は履歴から推して同一人物が確証を欠く。

(66) 「李景禧（1911-1995）筆名太菲，福建福州人，1911年（清宣統三年）生。1926年，畢業於藝術中學。1933年，畢業於私立北京朝陽學院，獲法學士學位。1935年，為日本東北帝國大學法學部研究生；同年，加入中華法學會。從日本歸國後，歷任中山文化教育館副研究員，重慶《星渝日報》主筆，私立朝陽學院法學教授，省立福建學院教授兼法律系主任，國立廈門大學教授。1947年，擔任《法律評論》主編。1950年，參加中國國民黨革命委員會和中國民主同盟。後任廈門大學教授兼國家與法權基礎教研組主任、民法教研組長。1995年12月6日病逝。終年84歲。著有《賣淫制度在法律上的矛盾》、《寡婦帶產出嫁與繼承法》、《法學通論》、《封鎖海岸與對策》、《抗戰必勝論》、《近代法的姓名權》、《法史學的重要性》、《近代法的成年制度》等。」（徐友春主編『民国人物大辞典（増訂本）』（河北人民出版社・2007）534頁）。

丁元普「中華法系與民族之復興」（中華法學雜誌1-7・1937）はWigmoreの法系論を振り返り、SavignyやMaineの所論に言及しつつ、中華民族の復興と中華法系の復興が一体不可分であるとの立場を説き、中華法系之原始・中華法系之發展・中華法系之中衰と論を進め、中華法系之復興として清末の状況を見る。そこにおいて現行刑律を始めとした清末・民国期の諸立法が「雖多參酌各國制度及學說，然皆根據唐律，要不失中華法系之精神」とされ、「然當時編訂法律諸人，大都精於舊律，故根本上並未離去中華法系，不過採輯新法以補其不足。」との認識が説かれており、当事者による清末民国期の捉え方の一つとして大変興味深い。

周敬如「中國法系之今昔觀」（公言1・1937）は謀殺・故殺・鬥毆殺與戲殺傷・過失殺傷を手掛かりに各代の規定を分析する。

謝志騰「中國法系的研究」（法語3・1940）は世界法系與中國法系・中國法系起源於何時代的商榷・中國法律歷史上兩動變動〔秦代變法と清末變法がこれに当たるとする〕を論じて中國法系的特質を述べる。結論は先の蔣滄泉指摘のものと多く共通する。

居正「中國法系之重新建立」（中華法學雜誌3-1・1944）は殷周及其前期法律萌芽情形的検討・法律思想蓬勃的一個時期・儒家學說對於歷代法律的影響と法思想史・法制史を概観した後、重建中國法系的趣向において由禮治進入法治・由農業社會國家進於農工業社會國家・由家族生活本位進入民族生活本位・以三民主義爲最高指導原則の4点を掲げ、新たな中国法系の建立を唱える。後にこの論考を元に引言・結論部分に手を加えて刊行されたのが居正『為甚麼要重建中國法系』（大東書局・1947）である。

劉澄清「偉大的中國法系」（文風雜誌1-6・1944）は中国法系の產生・内容・特質・發展・衰弱・前途について論じている。

以上の各論考における「中国法系」「中華法系」の示す内容はそれぞれ微妙にずれており、全く同じではないことには注意が必要であろう。

（3）諸論文の概観——通史・断代史

まずは各代を通じて扱った論考について概観する。

鏡蓉「中國法與奴婢」（法律評論110、111・1925）は奴婢の種類（犯罪・売買・投靠によるもの）、性質、解放につき、歴代の資料から概述する。末尾に民国期の

人身売買を憂う文章があり、その関心から歴史に遡ったものと見られる。

郁曼陀先生口授／李良・彭時合編「刑律研究法」（法律評論194・1927）の著者・郁曼陀とは郁達夫の兄、郁華（1884-1939）⁽⁶⁷⁾と見られる。暫行新刑律の研究につき、「縦」即ち歴史沿革の研究と「横」即ち人情風俗習慣の各国間の比較の方法を説き、近代刑法の条文の構造について解説を置く。

王文豹⁽⁶⁸⁾「歷代刑律沿革之概略」（社會學界1・1927）はごく簡単に各代の立法史に触れ、民国の暫行新刑律に説き及ぶ。

董康「新舊刑律比較概論」（法學季刊3-5・1927）は彼の上海法科大学での講義を元にした文章で、中国法系がローマ法と対峙すべき価値を有するものとし、次に中国法の時期区分論を展開する。彼はまず拾遺時代（上古から秦まで、諸經諸子の記述を拾遺することでその片鱗は見いだせる時期）・微信時代（漢から隋まで、專書は伝世しないが歴史的記述から刑法典の政策は確認出来る時期）・襲成時代（唐から清まで、唐律以降その影響のもとに各代の法典が確認出来る時期）・革新時代（清末以降、近代的法典の作成時期）の4期を区分する。

さらに呉經熊⁽⁶⁹⁾が混沌時期（上古から春秋まで、法律と道德の混合時期）・尚刑時

(67) 「郁華（曼陀）Yu Hua (Man-to) 浙江省富陽縣人。一八八七年生。日本法政大學法科卒業。外交部辦事員、京師高等審判廳推事、大理院推事、國民政府司法行政部刑事司第三科々長等に歴任。」（外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』（東亞同文會業務部・1937）2-3頁）。郁曼陀に関する研究として小川恒男「明治の東京を描いた詩（一）郁曼陀の「東京雜事詩」」（中國中世文學研究55・2009）、小川恒男「郁曼陀の「東京雜事詩」について」（比較日本文学研究3・2010）、小川恒男「郁曼陀「東京雜事詩」訳注（1）～（4）」（中国古典文学研究7～10・2009～2012）がある。

(68) 「王文豹（紹荃）Wang Wen-pao (Shao-chuan) 湖南省長沙人。一八七八年生。日本に留學す。京師警察廳處長、内務部僉事、京師市政公所捐務主任、司法部監獄司々長、司法次長代理、燕京大學講師等に歴任す。」（外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』（東亞同文會業務部・1937）47頁）。他に「王文豹（1873-）」（徐友春主編『民国人物大辞典（増訂本）』（河北人民出版社・2007）74頁）にも紹介がある。

(69) 「呉經熊（德生）Wu Ching-hsiung (Te-sheng) 浙江省鄞縣人。一八九八年生。辯護士、上海東吳大學法學院長兼教授、上海共同租界工部局顧問。一九二〇年上海東吳大學法學院卒業後米國に留學し一九二一年ミシガン大學より法學博士を授けられ次で佛國巴里大學、獨逸柏林大學、米國ハーヴァード大學に學ぶ。一九二四年歸國し上海東吳大學法學院教授となり一九二七年任同院長。同年任上海共同租界臨時法院民事部判事。一九二八年任國民政府司法部編訂法典審查委員會委員。同年任上海共同租界臨時法院刑事部長。一九二九年兼任臨時法院長代理。同年米國シカゴ市ノース・ウエスタン大學及ハーヴァード大學法學部の招聘を受けて渡米。一九三〇年歸國し任現職。一九三五年任第五期候補中央執行委員。著書“Essays and Judicial Studies”etc.」（外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』（東亞同文會業務部・1937）145頁）。

期（戦国から秦まで、厳格な法運用の時期）・寛恕時期（漢一代、秦の苛法への反省と法改革の時期）・成熟時期（唐、唐律の成立と展開の時期）・沿襲時期（唐から清まで、唐律の影響下に各代の法典が展開した時期）・革新時期（清末の近代的法典編纂の時期）とする時期区分を紹介している。これらの時期区分論は後に他の論文でも参照されている場合があり、一定の影響を持ったことが窺われる。

次いで同論文は、民刑事の区別のないことや手続法・実体法の区別がないこと等の特徴を挙げ、清末の法典編纂に触れつつ過去の法制の研究の必要性、比較法的重要性等に説き及ぶ。

胡長清「我國之家族制度」（法律評論248・1928）は家の変遷・組織・家長の権利義務の三点から家族制度を概観する。

章壽昌「羅馬婚姻法與唐明律之比較」（法學季刊3-7/8・1928）の比較諸言・羅馬婚姻法之沿革の部分ではローマ法が短く扱われるが、続く論中國古時代之婚制では古典籍に現れる婚姻について、また婚姻之要件・離婚部分では唐律・明律における制度が概述される。興味深いのは服制図につき「聞沈寄蓀氏枕碧樓叢書中、嘗試製爲圖。往年在中國書店、曾見一部、亦未留意及之、當時苦其價昂、翌日往購、則已爲捷足者得去、滋可惜也。」（180頁）との註が付されていることである。沈家本のテキストの流通具合を見る上で貴重な資料となろう。

⁽⁷⁰⁾ 都乃毅「我國刑法沿革論」（法學季刊3-7/8・1928）は董康「新舊刑律比較概論」を引き、そこでの時代区分及び吳經熊のそれを折衷して混沌時代・尚刑時代・徵信時代・襲成時代・革新時代の五期に分ち、沿革を概説する。

⁽⁷¹⁾ 李祖蔭「同姓不婚制度論」（法律評論284・1929）は古代からの姓と氏の沿革、及びその混交について述べた後、諸典籍から同姓不婚は周代からあったものとする。

人物研究に孫偉『吳經熊と近代中国法制』（中国法制出版社・2010）、文集に吳經熊『法律哲学研究』（清华大学出版社・2005）等がある。

(70) 孫慧敏『制度移植——民初上海的中國律師（1912-1937）』（中央研究院近代史研究所・2012）192頁に「如1929級畢業生都乃毅便指出…」と『東吳大學年刊』（編者自印・1929）所収の史料とともに紹介されているところから東吳大學の卒業生であることが分かる。

(71) 「李祖蔭（1897～1963）」（湖南省祁阳县志编纂委员会編『祁阳县志』（社会科学文献出版社・1993）610-611頁）参照。なお李祖蔭は戦後國務院法制局法制史研究室註『清史稿刑法志註解』（法律出版社・1957）、国务院法制局法制史研究室編『中国法制史參考書目簡介』（法律出版社・1957）の編集に携わっている。民国期と中華人民共和國期を繋いだ人材として注目される。

さらにその理由、周代以降各代の立法に触れ、中国にのみ残った同姓不婚制度と諸外国の禁婚範囲の比較に及んで論を閉じている。

趙徳仁「中國法制之特徵」(新聲半月刊21/22・1930)は法系論を踏まえた上で、中国法制の特徴を単純性(外界からの影響が少ない)・道德性(法と道德の混合)・公法性(私法の少なさ)・具文性(条文が必ずしも実行されたものとは限らない)の四つに整理し、それらが中国法制の進歩を遅らせ、また法制史研究の困難さの源となっていると説く。

李蔚岩⁽⁷²⁾は「中國歴代審判制度沿革考」(法學叢刊1-1・1930)、「中國歴代救貧制度攷」(法學叢刊1-2・1930)、「歴代冠婚制度沿革考」(法學叢刊1-4、5・1930)の三部作を陸続と発表しており、その頁数は夫々計42、85、63頁、三作併せれば書籍一冊分にはなろうかという長大な論考である。

李蔚岩「中國歴代審判制度沿革考」は歴代審判機關之建置及其名號等級・歴代審理訴訟之程序責任及其方式・審判上之責任及法律教育・歴代監獄制度及罪囚之待遇・歴代特別法庭之先例、との構成で審判制度を詳述する。この論考は佐伯復堂により参照され、「支那歴代、法衙法官の名稱沿革」(法曹會雜誌8-9・1930)に影響を与えた可能性があることについては拙稿に指摘しておいた通りである。⁽⁷³⁾

(72) 李蔚岩「中國歴代救貧制度攷」(法學叢刊1-2・1930)の弁言に「次山誌」として「爰遺弱弟蔚岩搜羅救濟貧困之舊制往事…」とある。李次山の弟かと思われる。

(73) 拙稿「佐伯復堂について」(法政研究87-1・2020)245頁参照。併せて拙稿「佐伯復堂について・再論」(法政研究87-3・2020)をも参照されたい。佐伯についてはその後の調査により法政大學校友名鑑刊行會編『法政大學校友名鑑』(法政大學校友名鑑刊行會・1941)75-76頁に「佐伯俊二」名での記事があることが判明し、拙稿で論じた佐伯復堂=佐伯俊二との推定が正しかったことが裏付けられた。同記事によれば『東洋大學一覽』大正13年版及び同14年版において「東京市日本橋區通四丁目ばんや編輯局 佐伯俊二」とされていた個所につき、「ばんや」ではなく謡曲関連の出版社として名高い「わんや」であったこと、また司法保護委員、少年保護司の任にもあったこと(これは法曹會編『司法部職員録 昭和7年11月1日現在』(法曹會・1932)370頁、同會編『司法部職員録 昭和9年11月1日現在』(法曹會・1934)386頁にそれぞれ「東京少年審判所少年保護司事務囑託」として佐伯俊二の名が挙がっていることから確認出来る)が判明する。またさらに佐伯は明治42年2月から明治44年8月まで金沢第一中学校(現在の泉丘高校)教諭として在籍(金沢一中・泉丘高校七十年史編集委員會編『金沢一中・泉丘高校70年史』(石川県立金沢第一中学校・石川県立金沢泉丘高等学校創立七十周年記念事業実行委員会・1963)651頁参照)、その後明治45年4月から大正2年7月まで臼杵中学校(現在の臼杵高校)教諭として在籍した(大分縣立臼杵中學校編『大分縣立臼杵中學校一覽 大正5年4月』(大分縣立臼杵中學校・1916)111頁参照、これについては大分縣立図書館よりご教示を頂いたことを明記して感謝する)ことが新たに判明した。拙稿(再論)において言及した井上哲次郎が明治44年8月に金沢において佐伯と面会している件はこれで辻褄が合うことになる。

李蔚岩「中國歷代救貧制度攷」は救貧制度概説・歴代消極的救貧制度・歴代積極的救貧制度・結論の4章にて歴代の救貧制度を論じ、李蔚岩「歴代冠婚制度沿革考」は冠婚概説・古今冠法（笄附）・婚姻制度（男女同）・結論の4章にて男女の成年儀礼及び婚姻について典籍の情報を整理している。

趙韻逸⁽⁷⁴⁾「我國刑罰沿革之一斑」（法學叢刊1-2・1930）は時代を上古（唐虞三代）・中古（秦～五代）・中古（宋～清）・現代と分け、それぞれの刑罰制度について記述する。

王建航「婚姻與離異在法律上之沿革」（法學季刊4-6、5-2・1930、1931）は婚姻と離異を巡る諸問題につき、関連の大理院判例や解釈例を挙げ、その沿革を唐律や明清律に辿ってゆく。

殷貴華「贖刑之研究」（法律評論441/442・1932）は贖刑の起源・学説・適用・種類・その考略を各代につき整理する。

鄭弄璋「中國法制考略」（政治會刊2-2・1933）は秦漢までの状況を典籍について詳細に述べたのち、各代の法典に簡単に触れつつ現代までを見通す。

黄乃漢「中國離婚法發達史」（社會學界7・1933）は離婚につき各代の歴史的背景及び社会状況を概述したのち、各代の関連法規を順に中華民國民法まで整理する。さらには1930年の離婚統計をも付し、離婚法の改善について意見を述べている。

于恩德⁽⁷⁵⁾「中國禁烟法令之發展」（社會學界7・1933）は後に大幅増補の上で于恩德『中國禁煙法令變遷史』（中華書局・1934）として出版されている。18世紀から国民政府時期までのアヘン禁止令の変遷を記述し、附録として関連の諸法令を収録している。なお同書の和訳として于恩德編著（小路嘉治譯）『中國禁烟法令變遷史』（権運清查總署・1941、東京都立図書館所蔵）がある。

劉陸民「流刑之沿革及歴代採用流刑之基本觀念」（法學叢刊2-2・1933）は各代における流刑の状況を整理する。前言によれば、1931年に当時の上海律師公會代表の

(74) 趙琛を指す。開國瑄「趙琛（1899-1969）（民國人物小傳一一七）」（傳記文學45・4・1984）、趙琛先生紀念集編輯委員會編『趙琛先生紀念集』（同會・1969）参照。

(75) 于恩德は1929年に燕京大學文學士、1932年に燕京大學（研究院）法科研究所社會部卒業、南京中央禁烟委員會統計主任等に任じた。『燕京大學畢業同學錄再版』（燕京大學・1931）9頁、『燕京大學研究院畢業生名錄 民國十一年至廿四年』（燕京大學・1935）27頁参照。両資料とも Harvard University Library（〔燕京大學畢業資料〕）所蔵。

李次山らが流刑の回復を提案、立法院の刑法改正（1935年刑法と思われる）につき司法行政部が正式に流刑の回復を建議して以来広く耳目に触れるところとなったことから、その沿革を正確に理解することを目途として執筆した由である。⁽⁷⁶⁾

劉陸民「懲治貪汚制度之史的考察」（法學叢刊2-3、4・1933）は「黷貨嗜利之風、未有甚於今之時也。」という慨嘆から、歴代の汚職防止制度について考察を試み、以て鑑とすることが目指されている。

陳鯤化「比較法制史資料」（法律評論592/530、531、534、535、543・1933～1934）は略奪婚姻・労役婚姻等主として婚姻法関連の様々な主題を掲げ、それに関連する資料を様々な書籍から収集して整理している。

王英生「法制史學の本質及其研究的方法」（安徽大學月刊1-7・1934）は珍しく法制史学の方法論について記した文章である。前半で法制史之本質として法律史－法制史の用語問題に触れ、法律史の名称を法制史・法律学史・法律思想史の総称として用いることを提案する。また法制史を国民の法律生活史とし、文化史乃至広義の社会史の一部分たる法律生活の発達変遷を描くものとする。その後ドイツ西南学派を紹介し自然科学と異なる文化科学のあり方を紹介しつつ、その意義について論評する。後半は法制史之研究方法として史料蒐集の重要性、史料批判（古文書学や考古学・土俗学からの助力を含めた外表上の批判とさらに史学からの助力を含めた内部批判について説く）の重要性、さらには史料の整理と解釈、史論の構成という4段階の作業を提示し、最後にMarx、Engelsの経済史観を紹介して論が閉じられている。

牟紹周「中華舊律特點之研究」（法學叢刊2-5・1934）は小野清一郎『中華民國刑法總則』（中華民國法制研究會・1933）序論の「支那刑法の歴史的發達」部分の主眼に異議を唱える。

小野が唐虞三代の五刑につき「被征服民族（苗族）より傳はり、主として被征服民族に對して行はれたものらしく思われる（Escarra, Code pénal de la Republique de Chine, 1930, p. XXIV）。周代に入り…士大夫に對しては専ら禮を以て臨み、庶民に對しては五刑を以て臨むといふのが其の國家的統制の方針であつたものの如くである」（2-3頁）とする主張を誤りとし（但しこれがEscarraを参照した上での主

(76) 流刑に関しては当時郭衛「論流刑爲有效之刑罰」（法學叢刊1-4・1930）等の論考も発表されている。

張であることには触れられていない）、王道・霸道についてそれぞれ「王道は儒教によって支配された支那の政党的法律思想」・「霸道は法家によって主張された法律思想」（各々3頁）とする点も誤りとする。

さらには「唐代に至り國家的統制が確立すると共に王道の社會理想が復活され、秦より隋に至る間霸道的精神の指導によって發達した法律制度は、更に王道の道義的、人道的思想によって深められ、完成されることになった」（4頁）とある個所についても疑義を示し、「支那の法律は全體として刑法的なものであり、公法的なものである。其は何よりも國家的統制に依る秩序そのものを重んずるが故である。此が恐らく西洋の法律と根本的に異なる一點であらう。」（4-5頁）との主張については李次山の主張との関連を問うている。小野がこの論考を目にしたかどうかはわからないが、交流の一齣として興味深い。

劉希蓉「對於吾國古律例之探討」（社會科學論叢（國立中山大學）1-1・1934）は指導教員であった薛祀光が劉希蓉の卒業論文に手を加えて公表したものである。緒論にて立法史を概観、律與例の部分では宋代の断例以降の「判例法」の展開について述べ、古律上刑之種類及刑之執行、古律之社会立法について整理を行っている。

陳爲玉「羅馬親屬法與我國舊日親屬法之比較的研究」（法律評論586/587～589・1935）は親屬範圍、親等計算、婚姻、親子關係、監護制度、親屬會議、家制に関し、ローマ法との比較を行う。ローマ法に関する記述が豊富な点は特徴の一つである。

鍾達宏「我國刑罰變遷之縱的研究」（民鐘季刊1-2・1935）は刑罰の意義・目的、上古・中古・近古・現代の刑罰についてこれを縦覧する。

陳耀嬌「新舊刑律之商討」（國學論衡5期下・1935）は僅か2頁の小論。

劉陸民「京都司法機關之演變及其典型人物」（法學叢刊3-11・1935）は漢代から明代にかけての首都の司法機関とその関連主要人物について列記する。

董康「中國巡迴審判考」（法學雜誌8-5・1935）は御史等、周から清までの巡回審判機構について整理している。

俞士鎮⁽⁷⁷⁾「歷代律書沿革考」（國學叢刊9・1942）は法經六篇から明律に至る各律の編目の変遷を辿る。

(77) 俞士鎮（俞元江・俞元淮整理）『俞士鎮學術文存』（国家図書館出版社・2019）参照。

李遠之「歴代刑罰之沿革及其研究」(眞知學報2-1・1942)は死刑與體刑之遡源及其胚胎時期・歴代死刑之沿革・歴代體刑之沿革・肉刑之沿革及其廢除・歐美法系之侵入與死刑及體刑之關係の構成で刑罰制度を通覧する。

彭廉石・鄭永泰「中國舊律内之國際私法」(震旦法律經濟雜誌1-1、2・1944)は化外人に関する規定等、歴代の律の中の「國際私法」的な規定を蒐集する。

李景禧「法史學的重要性」(中華法學雜誌4-3・1945)は「法史学」の特色を「法的理解」即ち社会の成員及び国家の規範意識の内容を確実に把握すること、及び「法的説明」即ち法の成立及び作用についての因果法則を明らかにすることにあるとし、ともすると「史的叙述」や「法律古事学」に陥る「法制史」とは異なり、また一般的な因果法則を扱う法律社会学とも異なる具体的な因果關係の祖述を行うものが「法史学」であるとする。その重要性についてはMaitlandの名も引用しつつ、民国法制にとってはその母法たるドイツ・スイスの法制に遡っての分析が重要であると説いている。

次に各代を専門に扱った諸論考を概観してみたい。

まずは古代である。曹樹鈞「中國周代陪審制度之研究」(法律評論232・1927)では周代の「陪審員」につき、主として秋官司寇の職掌から整理が行われる。英米の陪審に当たるものを周代に求めたもの、とすることが出来る。

曹樹鈞「唐虞夏商刑法研究」(法律評論258～259・1928)⁽⁷⁸⁾は刑の主義につき唐虞時代の公允、慎省、夏商時代の盛世主義、衰世主義につき述べ、刑の種類につき唐虞時代の主刑と輔刑、商周時代の経緯につき古典籍の記述を整理する。

董康「虞舜五刑説」(法學季刊3-7/8・1928)は虞舜の五刑、即ち墨刑・劓刑・剕刑・宮刑・大辟の来歴・内容につき周書・周礼・白虎通等の典籍の情報を詳細に整理し、前後の時代との関連や実態について分析を行っている。沈家本の所論の引用がある。関連して董康には『日本講演録』に収録された「春秋刑制考」が知られるが、同書が中国本土においてどれほど流通したかについては判然としない。

趙韻逸「唐虞時代刑罰思想之一斑」(法學叢刊1-5・1930)は唐虞時代における刑

(78) これに関連して曹樹鈞「唐虞夏商周刑法研究」(東北大學周刊12・1926)なる論考があるようである。転載かも知れないが、筆者未見。

罰制度の成立、刑罰の種類・目的・適用・執行について、『尚書』に現れる情報を整理する。

董光孚「周代初年之審判制度」（政治評論58・1933）は『周礼』等によりつつ周代の審判制度を整理する。

孫傳瑗⁽⁷⁹⁾「中國上古時代刑罰史」（學風（安徽省立圖書館）4・1・1934）は叙言・刑罰之由來・古代刑罰之用及其變遷・有史以前之刑法・結論の構成で秦までの各状況を整理し、結論では諸子百家の法治觀念についての分析も行う。

蒙文通⁽⁸⁰⁾「古刑法略説」（史學（國立北京大學史學社）1・1935）は春秋から秦漢期の刑法・刑罰について記述する。

廖志鳴「關於中國上古刑法嬗演史程之管窺」（中華法學雜誌6・3・1935）は唐虞から秦代につき、刑法の起源、また夏商、周代、秦代の刑法につき評述を行う。素材として四史・左伝・管子・竹書紀年を挙げ、周礼・韓非子・商君書については参照が充分ではないことを遺憾としている。

司徒籒「周秦以前之法律考畧」（民鐘季刊2・3・1936）は法律之意義・歷代觀念・在歷史上所見之効能・法律思想之變遷につき記述を置いた後、法律の芻形時代（軒轅黃帝以前）・創造時代（唐虞）・繼承時代（夏商）・昌明時代（周）・因革時代（秦）との区分の下に記述を行う。

鄧子駿「呂刑研究」（中華法學雜誌3・2・1944）、「潘恩培先生遺稿「讀呂刑書後」」（中華法學雜誌3・6・1944）⁽⁸¹⁾は共に尚書呂刑の研究、王起孫「讀秋官後」（中華法學雜誌3・8・1944）は周礼秋官の分析である。さらに成惕軒「尚書中的古代刑法」（中華法學雜誌3・9・1944）は尚書に現れる刑法関連の記述を拾遺する。

次に唐代である。唐代を扱う上での基本文献の一つである『唐律疏議』については、清代においても例えば嘉慶期、光緒期の版本があり相応に流通していたものと思われるが、商務印書館より萬有文庫版（1929）、國學基本叢書版（1933）⁽⁸²⁾が刊行

(79) 「孫傳瑗（1893-1985年）字蓮生，号仰蓮，又养癯，寿县人。著有《雁后合抄》5种5卷，《安徽革命纪略》、《中国上古时代刑罚史》、《今雅》等。」（寿县地方志编纂委员会编《寿县志》（黄山书社・1996）845頁）。

(80) 王承军『蒙文通先生年谱长编』（中华书局・2012）参照。

(81) 尚書呂刑をどう読むかについては内田智雄「尚書呂刑の五刑について」（東方學會編『東方學會創立二十五周年記念 東方學論集』（東方學會・1972）所収）を参照。

(82) 例えば嘉慶16（1811）年序の蘭陵孫氏本、光緒17（1891）年江蘇書局本等があり、日本の各

されることによって、より手軽に参照出来るようになったことが大きく寄与したのか、1930年代に多くの研究が発表されている。

胡長清「唐律殘篇之研究」(法律評論353、354・1930)はStein所蔵の名例律殘篇・李盛鐸所蔵の雜律殘篇を取り上げ、これらを開元律疏の殘篇とし、永徽律疏や宋刑統との比較を行っている。末尾には附録として「校勘開元律疏殘篇本文」を収めている。胡長清(1900-1988)⁽⁸³⁾は民法学者として著名であるが、法制史にも興趣を有した如くである。

賀聖鼐「未遂罪在唐律及刑法之比較觀」(法學季刊4-4・1930)は未遂罪を扱い、公共危險物罪・外患罪・殺人罪・脱逃罪・恐嚇罪・搶奪強盜及海盜罪・竊盜罪・侵占罪・妨害婚姻及家庭罪・傷害罪・偽造文書印文罪・詐欺及背信罪・偽造貨幣罪につき唐律と1928年刑法の条文を並べ、その異同を検討する。

賀聖鼐「婦女在唐律上之地位」(法學季刊4-6・1930)は民国期当時の婦女問題への示唆を得るべく唐律や各種典籍に就いて婦女の意義を探り、その在室・嫁後・爲人母としての地位及び婦女の政治社会上の地位を觀察し、対応して唐律の婦女に関する律文を列挙する。

董康「唐律併合罪說」(法學季刊4-5・1930)は俱發罪・併合罪の視点から唐律の取り扱いについて分析を行う。

董康「科學的唐律」(現代法學1-2~6、9、10・1931~1932)は唐律の条文内容を近代法的なものに書き換えて整理し、その理解を促進しようとした野心的な試みで

大学図書館にも相応数の所蔵を確認出来る。

(83) 「胡長清 未詳-X 字は次威、四川萬縣の人。日本に留學して明治大學の法學士、かつて法律評論社、中國經濟學社等の學術團體に加入、國立中央大學教授、中國國民黨中央政治學校教授兼法律系主任、法律評論社編輯主任、浙江蘭谿實驗縣縣知事に歴任した。其の著述に「中國民法總論」(民國二十二年商務印書館出版)、「中國民法債編總論」(二十三年同上)、「民法總則」(二十四年同上)、「民法債總論」(二十三年同上)、「民法物權」(二十三年同上)、「婚姻法之近代化」(栗生武夫原著、二十四年同上)、「中國婚姻法論」(中國繼承法論)、「各國民法條文比較」(日本刑法改正草案評論) (岡田朝太郎原著、二十年會文堂出版)、「刑法總論」(同上、民國十四年朝陽大學出版部印行) 其他。」(橋川時雄『中國文化界人物總鑑』(中華法令編印館・1940) 274-275頁)。他に「胡長清(1900-1988)」(王玉明主編『中國法學家辭典』(中國勞動出版社・1991) 493頁)にも紹介がある。また吉原丈司「栗生武夫先生『婚姻法の近代化』の中訳本について(五訂稿)」(https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/kuryu_chuhon.pdf・2021.11.7) 参照。

(84) 賀聖鼐は莊俞・賀聖鼐編『最近三十五年之中國教育』(商務印書館・1931)や賀聖鼐・賴彦于『近代印刷術』(商務印書館・1934)の著者と思われる。

ある。

張景淥「我國唐代法典及訴訟法之研究」（政治會刊2-2・1932）は全体を司法制度・刑名・刑法之加減及輕重・刑之執行及刑之消滅に分ち、唐代の制度について概述する。

衣儒「中國法制研究」（齊大季刊4・1934）は唐代及び宋代の法制について略述を試みている。

陳鯤化「唐宋時期家族共產制度與法律」（法律評論573、574・1934）はローマ・ゲルマン・フランク・インド・南スラブ等の家族共產制度を概観した後、主として正史の記述によりつつ中国の家族共產制度＝同居共財の姿を拾い、これを唐律疏議に照らして分析を行っている。

またこの時期には日本側の唐代法制研究もいくつか翻訳されている。瀧川政次郎（王晞辰譯）「唐代法制史略」（清華周刊42-7・1934）は瀧川政次郎「唐の法制」（仲摩照久編『隋唐の盛世（世界文化史大系第7巻）』（新光社・1934）所収）の翻訳であり、瀧川政次郎（可均譯）「中國法律上所表現的陰陽五行說」（邁進月刊1-5・1935）は瀧川政次郎「法律に現はれた陰陽五行說」（東亞7-12・1934）の翻訳である。⁽⁸⁵⁾ 前者については瀧川本人の校閲を経た旨記されているので、或いは著者公認の翻訳であったものかも知れない。

また同時期日本において発表されていた仁井田陞『唐令拾遺』（東方文化學院東京研究所・1933）、仁井田陞『唐宋法律文書の研究』（東方文化學院東京研究所・1937）については、日本語を解する中国人学者の間では直接参照された可能性も零ではなからうが、具体的な様相は分からない。翻訳としては仁井田陞（劉陸民譯）「關於唐令復舊之研究」（法學叢刊2-7/8・1934、後半には「董康氏敦煌發見散頒格研究」が附されている。）や仁井田陞（江順成譯）「通典版本考」（史學消息1-8・1937）がある。

董康「殘本龍朔散頒格與唐律之對照」（司法公報（司法委員會秘書廳總務科）9・1938）は後に日本において董康「殘本龍朔散頒格與唐律之對照」（法學新報49-4・1939）として全文轉載の後、引き続いて董康（瀧川政次郎譯）「殘本龍朔散頒格と

(85) これと関係するのかどうか不明であるが、瀧川生「易學與中國古代之法律」（憲兵雜誌2-9・1935）なる論考もある。

唐律との比較研究」(法學新報49-4・1939)として瀧川政次郎の手により日本語訳が行われている⁽⁸⁶⁾。

袁仲燦「故唐律疏義非永徽律疏」(中和月刊1-10・1940)は当時通説であった唐律疏議を永徽律疏とする見解に対し十箇条の論点を挙げてこれを反駁する。

徐道鄰⁽⁸⁷⁾(1906-1973)の主著ともいえる『唐律通論』(中華書局・1945、再版1947)が刊行されたのは戦前最末期である⁽⁸⁸⁾。徐道鄰はその後台湾に渡り唐律研究を始めとした法制史研究・教育に従事することになるが、これが既に日本・台湾において唐律の研究を進めていた戴炎輝⁽⁸⁹⁾(1908-1992)の著作とも合わさりながら、戦後台湾

(86) 後に「殘本龍朔散頒刑部格と唐律との比較」との題で瀧川政次郎『中国法制史研究』(嚴南堂書店・1979)に収録された。同書には「清末民初に於ける法典編纂の概要」との題で董康(瀧川政次郎譯註)「支那に於ける法典編纂の概要」(法學新報44-2・1934)も収録されている。

(87) 「徐道鄰(1906-1973)名審文，字道鄰，江蘇蕭縣(今屬安徽)人，1906年12月17日(清光緒三十二年十一月初二)生於日本東京。1910年，隨父徐樹錚返國，入塾讀書。1924年，侍父游歷歐洲，留德讀書。1925年12月回國。翌年，再度赴德，入柏林大學攻法律，1931年，獲法學博士學位。1932年歸國，任職國民政府國防設計委員會。1936年，任行政院參議，司法組主任及訴願審議委員會常務委員。1938年7月，任駐意大利大使館代辦。1941年7月，因意大利承認南京汪偽“政府”，遂回國：同年10月，任國防最高委員會參事；11月，任考試院考選委員會委員。1942年3月，任法規委員會委員；4月，改任銓敘部甄核司司長。1945年4月，任行政院政務處處長。抗日戰爭勝利後，在上海國立同濟大學任教。1947年，任臺灣省政府委員兼秘書長。1948年9月，任江蘇省政府委員兼秘書長、實業廳廳長。中華人民共和國成立前去臺灣，在臺灣大學、東海大學任教，并與陳伯莊合辦《現代學術季刊》及主持編譯《讀者文摘》。1962年夏，應華盛頓大學之聘赴美講學，一年約滿後遷往密歇根，從事短期講演與兼課。1970年夏，復往華盛頓大學任教，并接受長期聘約。1973年12月24日，病逝於西雅圖寓所。終年67歲。著有《唐律通論》、《中國法制史論略》、《論政治與學術》、《行為科學概論》、《科學管理史》等。」(徐友春主編『民國人物大辭典(增訂本)』(河北人民出版社・2007)1233頁)。他に「徐道隣(1905-1973)」(王玉明主編『中国法学家辞典』(中国劳动出版社・1991)582頁)にも紹介がある。また陳天錫「我所知道的徐道鄰先生」(傳記文學24・4・1974)、阮毅成「悼徐道鄰兄」(傳記文學24・5・1974)、薛光前「徐道鄰先生二三事」(傳記文學25・2・1974)、徐櫻「紀念三哥」(中外雜誌18-6、19-1・1976)、涂懷瑩「記徐道鄰講唐律的一件往事——兼談「綜合法學」應用之一例」(中國論壇2-11・1976)、王公璵「關於徐道鄰先生」(中外雜誌19-3・1976)、劉紹唐「徐道鄰」(傳記文學30・5・1977)、伍稼青「徐道鄰先生年譜初稿」(東方雜誌14-5、6・1980)、伍稼青「徐道鄰之一生」(中外雜誌29-4、5・1981)、馬逢華「追憶徐道鄰先生」(傳記文學43-6・1983)、王覺源「徐樹錚徐道鄰父子」(中外雜誌41-1、2・1987)、「徐道鄰先生行述」(大陸雜誌79-2・1989)があり、さらに筆者未見である王公璵「關於徐道鄰先生」(江蘇文物2・1977)、陳新民「驚鴻一瞥的憲法學彗星——談徐道鄰的憲法學理論」(軍法專刊38-7、8・1992)があるようである。法制史学における徐道鄰の位置づけについては劉馨琨「禮讚《唐律》——德國法學陶養的徐道鄰(1906-1973)」(法制史研究[台北]17・2010)も参照。

(88) この時期、短文ではあるが徐道鄰「唐律在中國法制史上及東亞諸國之價值」(圖書月刊3-2・1941)、徐道鄰「讀唐律」(思想與時代19・1943)も公表されている。

(89) 履歴等については吉原丈司「戴炎輝博士略年譜・著作目録HP版(六訂稿)」(2021) https://home.hiroshima-u.ac.jp/tatyoshi/Tai_Yen-hui001.pdf参照。

の唐律研究の重要な前提を形作ることとなる。

虎夫淺井（楊樹華譯）「五代法典小史——中國法典編纂沿革史第七章」（海濱學術2・1934）は淺井虎夫『支那ニ於ケル法典編纂ノ沿革』（京都法學會・1911）⁽⁹⁰⁾の第七章「五代ノ法典」の翻譯と見られる。何故五代のみが取り上げられたかは判然としない。

宋代については陳士誠「論我國韻文法律書「宋刑統賦」」（法律評論433・1932）がある。ただこの内容は瀧川政次郎「支那の韻文律書「宋刑統賦」に就て」（法律學研究27-6・1930、後に瀧川政次郎『支那法制史研究』（有斐閣・1940）に収録）の全訳である。著者名として陳士誠としか書かれておらず（本来は「陳士誠譯」とすべきところ）現在の基準でいえば無断翻譯になるけれども、逆に民国学界への瀧川の影響の大きさを見ることが出来る。なお陳士誠「中國法治思想之大成與批評」（法律評論463、464・1932）があるが、これも佐伯復堂「支那に於ける法治思想の大成とその批判（一）（二）」（法曹會雜誌7-4、5・1929、連載自体は（三）（同7-6・1929）まで続く）⁽⁹²⁾の翻譯である。

任啓珊⁽⁹³⁾「宋建隆重詳定『刑統』考略——一作宋刑統考略」（社會科學論叢2-4・1935）は刑統の命名の由来、伝来の版本、編纂経過、編纂の体裁、関連著作、その他雑件について順次情報を整理した文献である。

元代については有巖（鄭護華譯）「元代法律的特色」（法律評論611～613・1935）が有巖「元代法律的特色」（歴史と地理34-4/5・1934）の翻譯として公表されてい

(90) 同書の影印版が汲古書院より1977年に刊行されており、瀧川政次郎による序並びに解題、また嵐義人「淺井虎夫小傳」が収録されており参照価値が高い。同影印版の第二版が刊行された際には書名が『中國ニ於ケル法典編纂ノ沿革』と改められ、幾許かの情報が削除されるに至っている。

(91) 「陳士誠」（霞浦县地方志編纂委員会編『霞浦县志』（方志出版社・1999）所収）参照。

(92) 佐伯の論考の中国語訳についてはさらに陈灵海・冷霞「民国时期基础法律论文编名索引」（何勤华・李秀清主编『民国法学论文精萃 第1卷 基础法律篇』（法律出版社・2003）卷末所収）が「中国法治思想之大成及其批判 佐伯復堂 兰隐译 法律周刊 第12-15期 1933年3月」との文献の存在を指示するが、同雑誌の現物を確認することが出来ない。複数の翻譯があったようであることのみ指摘しておく。

(93) 「任啓珊 一八八八-X 字は松如、湖北黄陂の人。幼少の頃より顧黄王三氏の學と政治經濟法律教育の諸科を研究、共和成立後武昌軍政府の「中華民國公報」、「武昌群報」、「民心報」の撰述に任じ、その後「中西報」顧問、湖北整理財政委員會委員、鄂省教育會主席、江右軍總指揮部政治工作、持志學院教授、文化學院教授、中華書局、啓智書局の編閱、上海事變後は中山大學法學院教授兼政治學系主任、廣東通志館纂修、香港「循環日報」社論撰述、華商總會月刊特約撰述に従事、その著に「四庫全書答問」三卷（民國二十三年上海啓智書局出版）、「中國外交史綱要」（同上）等。」（橋川時雄『中國文化界人物總鑑』（中華法令編印館・1940）114頁）。

る。呂振羽「『大元通制』中の「禁令」解」（中華法學雜誌1-2・1936）もある。

清代については董康「前清法制概要」（法學季刊2-2・1924）が実際に刑部に在籍した当事者による記述として興味深い。董康は「前清司法制度」（法學雜誌8-4・1935）も発表しており、さらには先に見たように『日本講演録』において清末の状況を語っているのも注目される。

楊鴻烈「清代莊史案之重鞠」（中華法學雜誌5-8/9・1934）は莊史案を詳細に紹介する。

百川「清末軍流徒刑執行方法之變遷與吾人應有之認識」（法學叢刊3-1・1935）の百川とは陶百川⁽⁹⁴⁾のことであろうか。療養中の劉陸民が9割方完成させていたものを百川が整えて掲載したものである。民国期の流刑の回復の議論を受けて、清末の流刑の具体的な情況につき当時の上奏文を主要な資料として迫っている。

『大理院解釋例全文』（會文堂新記書局・1930）や『大理院判決例全書』（會文堂新記書局・1931）の編纂で知られる郭衛⁽⁹⁵⁾（1892-1958）と見られる人物が清の律例について論考を発表している。郭衛「中國舊律之檢討一 歷代法典之嬗遞及刑制之變遷」（中華法學雜誌1-3・1936）が総論的な役割を果たし、続いて郭衛「清律名例（中國舊律之檢討）」（中華法學雜誌1-4・1936）は名例律を、郭衛「清六律之檢討一一中國舊律之檢討」（上）（中）（中華法學雜誌1-8、10・1937）は上において吏・戸律を、中において礼・兵律について扱う。他の諸研究が勢い刑律に集中しがちな中、刑律以外の律について詳細に述べた研究として稀少である。なお郭衛「中國的法律思想及其制度」（文化建設1-1・1934）もある。法律思想を概観した後、各代の刑罰制度が詳述されている。

曹宗儒⁽⁹⁶⁾「記清代則例」（中和月刊1-11・1940）は檔案與則例之關係・則例與會典⁽⁹⁷⁾

(94) 陶百川については「陶百川先生傳略」（國史館館刊33・2002）参照。

(95) 「郭卫（1892-1958）字元觉，号番初。常宁人。1913年毕业于湖南公立政法专门学校，嗣任《湘报》主笔及《政报》总编辑，兼湖南政法专门学校讲席。1925年，与徐季龙创立上海政法大学，任教务长。次年任武汉国民政府司法部秘书长。继任东吴、上海大学教授，华东政法大学校长，江南学院院长，中国公学大学部法律系主任及教务长等职。1936年任扬州地方法院院长。1937年入蜀任司法院法规研究委员，法官训练所、中央政治学校、中央警官学校等院校教授。1941年出任香港大东书局编辑。日军占领香港后，回上海任华东烟草公司董事，曾与人创办上海法学编译社，任社长。编有《大理院近二十年来判解汇编》等书。1949年举家迁往杭州西湖畔，经营酱油厂以终。」（王晓天・王国宇主编《湖南古今人物辞典》（湖南人民出版社・2013）784-785頁）。

(96) 國立北平故宮博物院文獻館編輯會編『文獻論叢：國立北平故宮博物院十一週年紀念』（國立北

及其他各書之關係・則例之修纂から成り、末尾に附表として則例一覧を載せている。

三 中国近代法史の展開

（1）民国法史の「回顧」

中華民國法制が形成されつつある中、何時頃からそれが歴史として語られ始めるか、というのは大変興味深い問題であるが、当事者たちが回顧という形で語る文献を中心にその問題を考える手がかりを探してみたい。

まず1920年代には実際に法整備に携わった人物の回顧が登場し始める。張一鵬⁽⁹⁸⁾「中國司法制度改進之沿革」（法學季刊1-1・1922）は清末・民国元年～三年・三年以降と時期を区切った上で、清末の法院編制法・各級審判廳試辦章程で司法独立の基礎が築かれ、民国初年に司法と行政の分離、司法の独立が図られたものの、三年以降初級審判廳の廃止等その停滞・縮小が見られるとする。

江庸⁽⁹⁹⁾「五十年來中國之法制」（申報館編『最近之五十年』（申報館・1923）所収）は旧来から著名な史料としても知られる。五十年というのは申報館の50周年記念であるから、法制史上の区切りとしての50年ではない。またHon Kiang Yung [江庸], translated by Yueng-li Liang [梁鑒立], The development of modern legal institutions and judicial reform in China [中國五十年來之法制]（法學季刊2-1～3・1924～1925）として英訳もされている。全体は根本法及其附屬法・中央行政組織・地方制度・司法機關及其適用法令の4部分に分けて清朝期及び民国時期の状況が整理されている。

董康「民國十三年司法之回顧」（法學季刊2-3・1925）は自ら関わってきた清末・

平故宮博物院・1936）所収の「總管内務府考略」の作者と思われる、國立北平故宮博物院に在籍したことが推定される。

(97) 中和月刊を刊行した新民印書館については黄漢青「新民印書館について」（慶應義塾大学日吉紀要 言語・文化・コミュニケーション41・2009）、陈言「新民印书馆内外の安藤更生と周作人」（文化論集（早稲田商學同攻會）55・2019）等を参照。

(98) 「張一鵬（雲搏）Chang I-peng（Yun-po）江蘇省吳縣人。一八七三年生。辯護士、前清舉人。張一塵の弟。日本法政大學速成科卒業、前清時代天津高等審判廳豫審推事、法部主事、京師地方檢察廳檢察長、雲南高等審判廳檢察長等に歴任し民國成立後江蘇司法籌備處長、北京平政院評事等を経て一九一七年任江西財政廳長。一九一八年任北京司法次長。一九二一年官界を退きて蘇州に歸る。一九二七年國民革命軍蘇州に入るに及び任吳縣長。一九二八年辭任辯護士として地方に重きを成す。」（外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』（東亞同文會業務部・1937）316頁）。

(99) 「江庸」（外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』（東亞同文會業務部・1937）163頁）。著名人のため引用は省略する。

民国期の改革の流れを書き留めるとともに、法院編制法・民事・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法につき将来の改革の方向性を示唆する。

余榮昌⁽¹⁰⁰⁾「民國以來新司法制度」(法律評論244・1928)は法院之編制・法律之起草及頒布・司法人材之採取・新司法制度施行之利弊に分けて経緯を述べるが、時折日本に対する批判が組み込まれているのが当事者の感想として大変興味深い。

上記は何れも当時の立法作業に従事した人物による回顧として法制史研究上の史料としても価値を有するものと位置づけられよう。

1930年代に入ると、南京政府による六法の整備を受けて、それまでの経緯を振り返る文献が多く発表される。張季忻「十八年立法事業之回顧」(法學季刊4・3・1930)の十八年は民国十八年を指すものと見られ、1929年公布の民法総則・債・物権(さらには前年に公布された刑法・刑事訴訟法)の諸特徴について解説する。

李苟揚「十年來之中國法律」(世界雜誌増刊[十年]・1931)は十年來之公法(憲法・行政法・刑法)及び十年來之私法(民法・商法)に分けて情報を列挙して経緯を整理し、軍閥紛争時期の法律が塗鴉性・陳腐性といった特色を有するに対し、国民政府統一時代の立法は三民主義を立法原則とした諸特徴を持つこと、中国固有の歴史と欧米の立法精神は異なることを指摘している。

中大學員投稿「(演講)石志泉先生談話:「中國法律之變遷」」(法治週報2・1・1934)は律例の刑法的性格、清末民国期の法典編纂の経緯、現行法と律例の精神との関係について述べる。

甯柏青⁽¹⁰¹⁾「廿二年來之中國法律」(中華月刊2・1・1934)は民国以来の法制を辛亥革

(100) 「余榮昌(戟門) Yu Chi-chang (Chi-men) 浙江省紹興縣人。一八八二年生。一九一一年東京帝國大學法科卒業。民國成立後法制局參事、高等捕獲審檢所上席參事、司法官懲戒委員會委員、司法官訓練處長兼法典編纂委員會顧問、大理院庭長等に歴任し、一九二三年任大理院長兼司法懲戒委員長。一九二八年修訂法律館總裁。國都南遷後官界より退きて任國立北平大學法學院教授兼國立北京大學講師。」(外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』(東亞同文會業務部・1937) 493頁)。

(101) 「甯柏青(1890-)字敦吾，號子衡，湖北江陵人，1890年(清光緒十六年)生。畢業於官立湖北法政專科學校。後赴日本留學，入日本大學法政研究班。畢業後歸國。歷任省立湖北法政大學總務長兼教授，私立武昌中華大學、私立上海大學、省立鄭州中山大學法學教授，國民黨湖北省黨部組織處副處長。抗日戰爭爆發後，任成都中央軍校上校法學教官，1944年夏，任成都中央軍校普通學科政治法律教官。1948年11月，任軍校訓導處教務科政治教官。次年夏辭職。譯著有《破產法論》、《各國所得稅制度論》、《債權總論及各論》等。」(徐友春主編『民國人物大辭典(增訂本)』(河北人民出版社・2007) 2095頁)。

命時代・袁世凱總統時代・南北分裂時代・國民黨統一時代に区分し、その梗概について述べる。

吳經熊「十年來之中國法律」（大夏1-5・1934）は十年來之民法・十年來之刑法として民法・刑法について概観する。

居正⁽¹⁰²⁾「一年來司法之回顧與前瞻」（中華法學雜誌5-8/9・1934）は過去一年の司法を振り返り、領事裁判権が未だ撤廃されないこと、新式法院の設置が遅れていること、司法が目指してきた案件処理における「妥」「速」が十分ではないことについて、その対応策と共に展望を述べる。

何會源「一年來之中國法制」（民族3-1・1935）は民国23（1934）年の状況、特に中華民國憲法草案、刑法修正案、その他民事訴訟法修正案や地方自治法規修正案の状況について述べている。

居正「二十五年來司法之回顧與展望」（中華法學雜誌1-2・1936）は辛亥革命以来の司法関連の主要な法律、法院組織、監獄、領事裁判権の状況について述べる。王用賓⁽¹⁰³⁾「二十五年來審檢制度之變革」（中華法學雜誌1-2・1936）はこれと対を成して辛亥革命以来の裁判・檢察制度の変遷について述べている。

居正「十年來之司法建設」（中華法學雜誌1-5/6・1937）は主として国民政府時期の司法建設について回顧する。

張知本⁽¹⁰⁴⁾「國民政府成立後立法總檢討」（東方雜誌34-1・1937）はごく簡単に北洋

(102) 「居正」（外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』（東亞同文會業務部・1937）99-100頁）。著名人のため引用は省略する。

(103) 「王用賓（太蕤）Wang Yung-pin（Tai-sui）山西省猗民縣人。一八八一年生。山西大學、日本法政大學卒業。歸國後『晉陽日報』主筆。一九一三年山西省選出參議院議員となり國民黨に屬したるも一時政友會に入り再び國民黨に復歸す。一九二〇年孫文の命を承けて北上、段祺瑞、張作霖との聯絡を謀る。一九二八年任北平政治分會秘書長。その後考試院考選委員會副委員長、立法委員に歴任。羅文幹の後を承けて行政院司法行政部部長。一九三五年任第五期候補中央執行委員。」（外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』（東亞同文會業務部・1937）50頁）。

(104) 「張知本（懷九）Chang Chih-pen（Huai-chiu）湖北省江陵縣人。一八八五年生。日本法政大學卒業。第一革命後湖北司法司長、衆議院議員、湖北省立法科大學校長等に歴任し一九二四年國民黨第一次中央候補執行委員に擧げらる。一九二五年西山會議に參與す。一九二七年武漢國民政府共產黨排除後漢口に入り任國民黨中央執行委員會宣傳部委員、湘鄂臨時政務委員會委員。一九二八年任湖北省政府委員兼主席、武漢政治分會委員。同年辭任。爾來西山派の一人として反蔣介石運動に従事し一九三〇年閻錫山、馮玉祥等の反蔣舉兵に參與す。一九三一年末國民黨第四次中央候補執行委員に擧げらる。一九三三年任憲法草案起草副委員長兼立法委員。」（外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』（東亞同文會業務部・1937）341頁）。

政府期の動向に触れた後、南京政府時期の立法機関、各部門の法律について紹介し、各法律の内容・実行について述べる。

1930年代は南京政府による立法作業が急速に進んだことで憲法を除く六法が一先ず揃い、それらを位置付ける上でも回顧という作業が進んだ、乃至は可能となったことが窺える。

余明厚「中國法律的回顧與前瞻」(東吳法聲 復刊號・1945)は戦前最末期の文章であるが、儒家思想支配下の中國法律・西洋法律の輸入・現行法律の検討及將來的瞻望との構成でやや広い時間軸から法制度を回顧している。

(2)「憲法史」の展開

最終的な中華民国憲法は1947年12月25日施行であるが、清朝末期以来、憲法制定へ向けて様々な努力が重ねられたことはよく知られている。その経緯については古くは石川忠雄『中国憲法史』(慶應通信・1952)、近年では金子肇『近代中国の国会と憲政』(有志舎・2019)が余すところなく整理しているので詳細はそれらに譲り、以下では主要な書籍の刊行時点と内容について概観しておく。

李根源⁽¹⁰⁵⁾編『中華民國憲法史案』(國聞編輯社・1914)は早くも民国3年時点で「憲

(105)「李根源(1879-1965) 字雪生, 又字印泉, 別署高黎貢山人, 雲南騰衝人, 1879年6月6日(清光緒五年四月十七日)生。6歳, 在家讀三字經。8歳, 入塾讀書。1895年, 入來鳳書院。1898年, 中童子試。1903年, 考入高等學堂。次年, 考中雲南考送日本留學陸軍生, 入振武學校。1905年, 加入中國同盟會; 1906年, 被推為雲南留學生同鄉會會長, 創刊《雲南雜誌》; 7月, 畢業於振武學校; 同年, 曾回國奔走驅逐雲貴總督丁振鐸, 清廷有逮捕訊, 再返日本。1908年初, 入陸軍士官學校; 同年冬畢業。1909年夏, 返國回雲南, 任雲南講武堂監督。次年, 升講武堂總辦。1911年, 奉委辦片馬防守交涉事務; 同年11月, 雲南光復, 蔡鍔任大都督, 李任軍政部總長兼參議院議長; 同月, 任陸軍第二師師長兼國民軍總統, 節武文武官吏, 自楚雄以上六府三直隸廳共35州縣均歸管轄。1912年, 當選國會衆議院議員。1913年4月, 國會開幕, 被中國國民黨兩院議員會公推為主任。“二次革命”失敗後, 乃輾轉赴日, 入早稻田大學學習政治經濟。1914年《民國》雜誌創刊, 與戴天仇等分任撰述; 7月, 歐戰爆發, 乃組織“歐事研究會”, 主張暫停革命, 使袁世凱專力對付日本。乃籌安會起, 歸國討袁。1916年5月, 兩廣都司令部成立, 任副都參謀。旋又改組為軍務院, 任北伐聯合軍都參謀; 7月, 任陝西省省長; 10月, 北上, 倡組政學會。1917年2月, 抵長安就陝西省長職; 5月, 督軍團變亂起, 被拘囚; 10月, 始出陝赴北京。1918年2月抵廣州, 任駐粵滇軍總司令。旋奉調為粵贛湘邊軍務督辦。又創辦韶州講武學校。1920年3月, 奉調任督辦廣東海疆防務, 兼雷瓊鎮守使, 在瓊設黎疆拓殖局; 同年10月去職, 與岑春煊歸上海。1922年9月, 任航空署督辦; 11月, 署北京政府農商總長。1923年1月, 任農商總長; 5月12日請假, 隨黎元洪赴天津轉去上海; 9月4日免職。此後, 閒居上海。1931年1月, 國民政府聘為國難會議會員。1939年11月, 任監察院監察委員兼雲貴監察區監察使。1945年9月, 辭雲貴監察區監察使職。1947年4月, 聘為國民政府顧問。1948年, 回蘇州。未一年, 仍赴昆明, 未幾再返蘇州。中華人民共和國

法史料」の書名を有するが、同書は天壇憲法草案（1913.11）を冒頭に掲げ、その後袁世凱の大總統就任後の臨時約法修正案から旧国会廃止後の約法會議組織条例までの史料を収録している。袁世凱帝政へ向けての流れに危機感を有しつつまとめられた資料集といえる。同書刊行時李根源は日本亡命中であったようであり、同書は日本で刊行されている。

吳宗慈⁽¹⁰⁶⁾編『中華民國憲法史』（東方時報館／大東書局・1924）は前編（憲法之基礎・憲法起草時代・起草時代之波折・審議會及二讀會時代・專篇一 大總統選舉法專篇・專篇二 地方制度專篇・西南護法議憲時代・表 規則・附 論壇異同集粹）、後編（國會第二次恢復時代・修改國會組織法・憲法起草委員會繼續開會・地方制度專篇（續前篇）・二讀會之經過（續前篇）・整理條文委員會・未議決之草案・附 論壇異同集粹）の2冊で曹錕憲法（1923.10）までの憲法編纂事業に関する資料を基に詳細な解説を加えている⁽¹⁰⁷⁾。参照価値の高い版本といえよう。

汪煌輝編『中國憲法史』（世界書局・1931）は緒言・立憲の運動・憲法的基礎・天壇憲法の起草及其波折・袁氏擅造的約法・天壇憲法の續議及其波折・西南護法的運動・曹錕時代的憲法・黨治時代的憲法の9章で南京政府初期までの状況を概観する。

岑德彰⁽¹⁰⁸⁾編『中華民國憲法史料』（新中國建設學會・1933）は上中下3編に分けて

成立後、歴任西南軍政委員會委員、全國政治協商會議委員。1965年6月逝世。終年86歳。編著有《中華民國憲法史案》、《軍務院考實》、《曲石廬藏書目》、《騰衝戰役記事詩》等。」（徐友春主編『民国人物大辞典（增订本）』（河北人民出版社・2007）508頁）。年譜に『民國李雪生先生根源自撰年譜』（臺北商務印書館・1981）、人物研究に陸星『李根源傳』（中国文史出版社・1998）、謝本書・李成森『民国元老李根源』（云南教育出版社・1999）等がある。

(106) 「吳宗慈（藹林）Wu Tsung-tzu (Ai-lin) 江西省南豐縣人。一八七九年生。前清末年教育視察の爲渡日し日本在住の革命家と交を結ぶ。歸國後新聞記者として各地に革命思想の宣揚に努め北京に新華報を創刊す。第一革命に際し江西に歸り江西獨立に盡力す。一九一三年國會議員に選出せられ憲法起草委員たり。一九一四年國會解散後四川に入り四川内務司長となり、後四川省長代理兼四川省防備軍司令官、陸軍執法處長に任ず。一九一五年袁世凱帝制問題起るや反對大いに務め雲南獨立すると共に之に響應し革命軍に加はる。袁世凱死後の國會に衆議院議員となり國會解散後民黨議員となりて民黨議員と共に南下廣東非常國會に加はり廣東軍政府に參與す。一九二二年の國會に再び衆議院議員となり民治社を率ゐて活躍し憲法起草委員に任ず。著書『中國憲政史。』（外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』（東亞同文會業務部・1937）153頁）。他に佐藤三郎編『民國之精華 第一輯』（北京写真通信社・1916）103頁にも紹介がある。

(107) なお吳宗慈（于明・王捷・孔晶点校）『中华民国宪法史』（法律出版社・2013）2013年に点校本が刊行されているが、縦組・右開き（右綴じ）の原著を横組・左開き（左綴じ）にしており、誤りが散見される。また収録される圖像も不鮮明であり時に省略されたりしているため、原著を参照されることをお勧めする。

(108) 「岑德彰 Ts'en Te-Chang 字有常、廣西西林の人、一八九七年生、上海聖約翰大學文學士、

各種憲法草案や組織法等29点を収録する資料集である。

陳茹玄⁽¹⁰⁹⁾ (1894-1955) の主著である陳茹玄『中國憲法史』(世界書局・1933、1947 (増訂版)、文海出版社・1977) は、その前著である陳茹玄『民國憲法及政治史』(政治學社・1928) を取り込みつつ、總論・清季之法治運動・中華民國臨時政府之組織法・臨時約法時期・天壇憲法草案・袁世凱之新約法・新約法之施行與帝政運動之繼起・臨時約法復活時期・南北兩政府之對峙與新舊國會之議憲・省憲運動之勃興及其結果・國會第二次之恢復與『曹錕憲法』之完成・臨時執政府之組織及其制憲工作・軍政時期之根本組織法・訓政時期之五權制度及約法之完成・憲政之預備の15章で刊行され、後に15章を憲政之預備及憲法草案之完成とし、さらに抗戰期中之憲政運動及各方對於憲草之意見・憲法之完成及其實施の2章が増補されたものが刊行されている。

潘樹藩⁽¹¹⁰⁾ 編『中華民國憲法史』(商務印書館・1935) は緒論・民國臨時政府組織大綱時期・臨時約法時期・天壇憲法草案時期・袁世凱新約法時期・臨時約法復活時期・西南護法議憲時期・聯省自治運動時期・曹錕憲法完成時期・段祺瑞臨時執政時期・中華民國訓政時期約法前後時期・立法院公布之中華民國憲法草案時期の12章、附録として各種草案等16点を収録する。

潘大達⁽¹¹¹⁾ 『中國憲法史綱要』(會文堂新記書局・1937 (再版)) は中國憲法の基礎・

コロンビア大學碩士。セント・ジョンス在學時代上海學生聯合會文牘部長、副會長に任じた。聖約翰大學、國立政治學院、中國公學各教授、東吳大學法學院講師、上海市政府秘書を経て現在行政院參事。「オープンハイマ國際法」、「ケメラ貨幣論」(以上翻譯)、「資本主義與社會主義」、「華僑志」、「中華民國憲法史料」、「上海租界略史」等の著書がある。」(滿鐵産業部編『現代中國著作家 (産業調査資料第22編)』(南滿洲鐵道株式會社・1937) 43頁)。

- (109) 「陳茹玄 Chen Ju-hsuan 廣東省新寧縣人。一八九四年生。イリノイ大學、コロムビア大學卒業。上海總商會機關誌編輯、南京大學經濟學々長、教務長、光華大學化學系教授兼學長、立法院立法委員、憲法起草委員に歴任。著書『共和國憲法政治』、『米聯邦政府』等。」(外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』(東亞同文會業務部・1937) 382頁)。他に「陳茹玄 (1894-1955)」(徐友春主編『民國人物大辭典 (増訂本)』(河北人民出版社・2007) 1436-1437頁)、「陳逸凡」(橋川時雄『中國文化界人物總鑑』(中華法令編印館・1940) 459頁) にも紹介がある。また人物研究に葉天行「時人小傳：法學家陳茹玄先生」(中國一周279・1955) があり、文集に陳茹玄 (徐照編)『陳茹玄政論集』(中華叢書委員會・1957) がある。

- (110) 「潘樹藩 P'an Shu-Fan 字字凡、浙江吳興の人、一九〇六年生、上海光華大學卒業、米國航空法研究院研究員、上海光華、滬江、法科各大學教授、軍政部航空學校教官、時事新報「軍事與國防」欄主編、「空軍」專任編輯員、「航空雜誌」特約撰述員を歴任して、現在中央航空學校顧問處秘書兼圖書館長。中華民國憲法史、航空法大要、最近各國航空事業の三著。」(滿鐵産業部編『現代中國著作家 (産業調査資料第22編)』(南滿洲鐵道株式會社・1937) 53頁)。

- (111) 「潘大達 (1902-) 当代憲法學家。四川開縣人。早年肄業于上海南洋中學，后考入北京清華學堂，1924年畢業，在私立青島大學任教。后留學美國，先后在斯坦福大學、威斯康辛大學、哥

清末の立憲運動・中華民國臨時政府組織大綱・南京約法・天壇憲法草案之爭執・袁世凱之新約法・民國五年國會恢復後之草案續議・南北分裂與護法運動（民六至民十二）・曹錕憲法（民國十二年憲法）・民國十四年之中華民國憲法草案・國民政府組織法及約法・地方制度與省憲運動・對於中國將來憲法之建議の13章よりなる。

吳經熊・黃公覺『中國制憲史』（商務印書館・1937）は已往的制憲運動・立法院之議憲・附録の3篇よりなる。民国期の憲法制定運動について概説し、五五憲草を巡る議論を詳細に追跡する。これまた史料的に参照価値の高い版本である。

以上は目立った書籍のみを取り扱ったに過ぎず、憲法に関しては当時膨大な数の論考が発表され、侃々諤々たる議論が繰り広げられた。その一旦は喻友信編「憲法論文索引」（法學雜誌11・3・1941）等の文献一覧にも見ることが出来るが、こうした憲法を巡る当時の議論の経緯、即ち憲法がどのように論じられてきたか、の歴史については憲法史そのものとは別途詳細な検討が加えられて然るべきであろう。

（3）中国近代法史の著書群

中国近代法史を繙く際に重要な導きの糸となる著作が1930年代後半から続々と刊行され、その流れは戦後台湾へと続いて行くことになる。それら著作について以下に瞥見する。

まずは楊幼炯⁽¹¹²⁾（1901-1973）である。その著『近代中國立法史』（商務印書館・

伦比亚大学、诺维奇骑兵大学等校学习，主攻政治学。为斯坦福大学政治学学士、威斯康辛大学政治学硕士、哥伦比亚大学研究院研究生。1930年夏回国，历任上海法学院教授、该院副教务长兼政治系主任，同时在大夏、暨南、光华等大学兼任教授。1938年以后，任江西政治讲习院、中正大学、四川大学教授，朝阳大学、光华大学教授兼政治系主任。1942年以后，任云南大学、重庆大学政治系教授，西南学院、南林学院教授兼政治系主任，辅成法学院院长、重庆大学法学院院长。曾讲授政治学概论、欧美各国宪法史、近代政治思潮、各国政府、中国外交史等课程。…」（王玉明主编『中国法学家辞典』（中国劳动出版社・1991）764-765頁）。また潘大逵「风雨九十年 潘大逵回忆录」（成都出版社・1992）参照。

- (112) 「楊幼炯 Yang Yao-chiung 湖南省常德縣人。一九〇一年生。上海復旦大學政治學士たり。學生時代より社會的文化運動に従事し、この方面に努力すること十年餘の久しきに至る。現代評論社、中國社會科學會、中華學藝社、中國學術研究會等の學術團體に加入す。國立中央大學、國立暨南大學、國立勞働大學、國立上海商學院、中國公學大學部及上海法政學院等の主任及教授、民智書局編譯所主任。中山文化教育館研究部主任等の職に歴任。現に國民政府立法院立法委員、中山文化教育館叢書審查委員會主任兼季刊編輯委員。著書『政治學綱要』、『近世革命史綱』、『各國政治制度』、『社會學述要』、『近時國際問題與中國』、『三民主義概論』、『蘇俄民族政策之解剖』。」（外務省情報部『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』（東亞同文會業務部・1937）512頁）。他に「楊幼炯（1902-1973）」（徐友春主編『民国人物大辞典（增订本）』（河北人民出版社・

1936、台湾商務印書館・1966（増訂）は全体で9篇34章、篇名を順に挙げれば清季之立憲運動・民國初期之立法・第一屆國會之成立與解散・共和重光與國會復活・西南之護法運動・曇花一現之省憲運動・國會第二次恢復與曹錕賄選・臨時執政時期之立法・國民政府之立法事業となるが、その大半の頁は憲政史乃至は憲法、政府組織、国会等を中心とする公法史で占められており、特に私法については数頁が割かれるのみである。楊幼炯自身が政治史を得意としたということで、勢い公法分野の記述が増えたということもあると思われるが、法典編纂事業に興味がなかった訳ではないことは、本書に先んじて楊幼炯「輓近我國法制之史的演進」（中山文化教育館季刊2-3・1935）を公表していることから窺える。

戦後台湾においては楊幼炯『中國近代法制史』（中華文化出版事業社・1958）が刊行されている。同書には『近代中國立法史』から抜粋した章や新たに書き下ろしたと見られる章が混在している。編名を順に掲げれば清季之立憲與法典編纂事業・民國初期之憲法與法典編纂事業・北京政府之制憲與法典編纂事業・國民政府之立法事業・中華民國憲法之制定與實施・行憲後的法典編纂工作となる。『近代中國立法史』を縮約しつつ、同書の「その後」の時期についての記述を加えた形になっている。

また、楊幼炯『中國立法史』（中華文化出版事業・1960）は『近代中國立法史』の最初から32章までの部分を復刊した形の書籍である。自序には「本書分上下兩冊…下冊則專述中華民國憲法之制定與實施，以及行憲後的法典編纂事業。」（自序9頁）とあり、『近代中國立法史』を書き継いで行憲後までの形へ持って行こうとした跡が窺える。残念ながらこの下冊は刊行に至らず終わったようである。

謝振民（張知本校訂）『中華民國立法史』（正中書局・1937）が民国法制史の基本文献であることは今更争うべくもなからう。ただ、そこまでの基本書でありながら、その成立過程・氏素性は十分には明らかではない。鍵となるのはやはり作者・謝振民に関する情報と、張知本の校訂作業の具体的な様相である。ただ謝振民⁽¹¹³⁾についての履歴情報も以前拙稿において言及した以上の新たな情報は得られておらず、他方

2007）2129-2130頁）、「楊幼炯」（橋川時雄『中國文化界人物總鑑』（中華法令編印館・1940）599頁）にも紹介がある。また「楊幼炯先生其人其書及其法律思想（代序）」（楊鴻烈（范忠信等校勘）『近代中国立法史』（中国政法大学出版社・2012）所収）。なお同書末尾には「楊幼炯先生著述总目」もある）にも詳細な情報が載る。

(113) 拙稿「中華民國初期における中国法制史学展開過程の一断面——教科書の分析を中心に」（法

で張知本が謝振民著について語った文章も管見の限り見いだせていない。本書の成立過程は依然謎とせざるを得ない。

謝冠生『戰時司法紀要』（司法行政部・1948、司法院秘書處・1971（重印））の刊行については既に述べた。戰時司法に関する公式の記録として貴重である。

戦後台湾においては汪輯寶『民國司法志』（正中書局・1954）が刊行された。詳細は江照信「汪輯寶與民國司法志」（法制史研究〔台北〕21・2012）に譲るが、同書は組織・法典・法權・法官・律師・民刑事務・監獄事務・行政訴訟・公務員懲戒・其他の10章、150頁に届かぬ小著でありながら均整のとれた著作である。

司法行政部『中華民國法制資料彙編（司法資料第三號）』（司法行政部・1960）は諸法の立法原則を順に収録した史料集である。

展恒舉（1909-1977）⁽¹¹⁴⁾の手に係る『中國近代法制史』（臺灣商務印書館・1973）は中國近代法制史之意義・中國歷代法制之回遡・清代法制・清末立憲運動與制憲・清末法制之變革・民國軍政府創建法制・民國法典・民國司法機關・法官・律師・民刑業務・監獄業務・訴願與行政訴訟・公務員懲戒・抗戰勝利司法復員・其他司法事項・軍法制度・革新司法芻議・修正民刑法典重要部分・反攻前夕司法復員之準備の20章からなる。公法・私法にわたり均衡のとれた記述配分である。これに先行して展恒舉「中國近百年法制史」（中華民國辛亥武昌首義同志會『張懷九先生九秩大慶特刊』（同會・1969）所収）が公表されているようであるが筆者未見である。展恒舉による法制史関連の論考には「讀呂刑後所見」（法令月刊2・7・1951）、「中國刑法之小史與優點」（學粹12・2・1970）が見られる。

政研究86-2・2019）213頁注133参照。

(114) 「展恒舉（1909-1977）字壯飛，江蘇邳縣人，1909年（清宣統元年）生。6歲，入私塾。14歲，入高等小學。中學畢業後，入江蘇省立法政專科學校預科，旋考入國立中央大學法律系。畢業後，在地方司法機關任審判官、承審員。1933年1月，任濟南地方法院聊城分院主任推事。1935年7月，任山東鄆城地方法院院長。後調任滕縣地方法院院長。1938年10月，調貴州遵義地方法院首席檢察官。嗣遷貴州高等法院第三分院首席檢察官。1939年11月，再調湖北高等法院第三分院首席檢察官。七年期間，曾受聘兼任國立湖北師範學院教授，並加入中國青年黨。1947年1月，調任山東高等法院第五分院院長，並兼任省立江蘇學院教授。1948年，當選為行憲國民大會代表；同年9月，調遷遼北高等法院首席檢察官。翌年1月，又調任廣西高等法院柳州分院院長。1949年9月，任國民政府最高法院檢察官。中華人民共和國成立前夕去臺灣，任“國大代表”。1950年7月，任“司法訓練班”訓練組組長。1951年5月，復兼任訓練班講師，“國立”中央大學聘為兼任教授。1977年7月16日逝世。終年68歲。著有《改進司法制度芻議》、《刑法研究》與《中國近代法制史》。編撰有《票據法新論》。（徐友春主編『民國人物大辭典（增訂本）』（河北人民出版社・2007）1343頁）。

羅志淵⁽¹¹⁵⁾（1904-1974）は『中國憲法史』（臺灣商務印書館・1967）等の著作に見るように憲法学者としてその名が知られるが、『近代中國法制演變研究』（正中書局・1976）が没後に刊行されている。清末法制演變の時代背景・洋務之興與變法之議・晚清立憲運動與憲政措施・晚清之修訂法律與中西文化之爭議・中國民主政府的開基・民初的國會制度及其遭際・論責任內閣制在中國的演變・司法制度的演變・訓政制度的體系研究の9章からなる。

羅志淵はこの著に先行して晩年、「中西文化接觸時期清季社會背景的探索」（新時代11-2、3・1971）、「晚清之修訂法律與中西文化之爭議」（憲政思潮15・1971）、「晚清「變法」的背景透視」（新時代12-1～3・1972）と法制史に関する論考を立て続けて公表している。その内容は憲法のみには偏ることなく、広く近代法史を視野に入れていたことが判明する。

司法行政部民法研究修正委員會編『中華民國民法制定史料彙編』（上下冊）（司法行政部・1976）は大清民律草案制定時期（上巻）、民律第二次草案制定時期・現行民法制定時期・有關民法修正之重要文獻（以上下巻）より成り、関連する上奏文や法律草案、関連文書等をまとめた資料集となっている。

それまでの近代法史が公法、特に憲法史・憲政史に重点を置いていたのに対し、潘維和（1934-?）⁽¹¹⁶⁾は私法史に中軸を置いた作品を発表している。『中國近代民法史』（漢林出版社・1982）、『中國民事法史』（漢林出版社・1982）、『中國歷次民律草案校釋』（漢林出版社・1982）がそれである。

潘維和自身はそれまでは、『唐律上之家族主義之研究』（中國文化學院出版部・1965）、『家族關係在唐律處刑上之影響』（中華法學協會／中國文化學院法律研究所・

(115) 履歷については羅志淵先生紀念編輯委員會編『羅志淵先生紀念集』（羅平章・1975）参照。

(116) 「潘維和（1934-）」法律史学家。字中光。山东即墨人。先后毕业于台湾大学法学院法律学系、文化研究所法学硕士及博士班。曾赴亚非欧美主要国家考察研究。曾任律师、台湾考试院典试委员、“中华”文化事业基金会法制室主任、华冈艺术学校董事长。并在台湾中国文化大学、台湾大学等校任教授。1983年任台湾中华学术院副院长。兼任台湾中华法学会常务委员、“中国法制史学会”首届理事、“中国宪法学会”理事。主要研究领域为中国法制史、兼及民法等。主要著作有：《清末变法在中国法制史上之影响》、《唐律学通义》（上）、《唐律家庭主义论》、《汉律表记》、《汉律研究》（上）、《中国民事法史》、《中国近代民法史》、《中国历次民律草案校释》、《中国民法通义》、《行政刑法学通义》等。（张品兴・殷登祥等主编『中华当代文化名人大辞典』（中国广播电视出版社・1992）494頁）。他に「潘維和（1934-）」（王玉明主編『中国法学家辞典』（中国劳动出版社・1991）774頁）にも紹介がある。人物研究に張枝榮「潘維和校長在中國文化大學的建樹與業績」（山東文獻25-1・1999）がある。

1967）、『唐律家族主義論』（嘉新水泥公司文化基金會・1968）等、唐律に関する研究を陸続と発表していた。博士論文は『漢律原理與儒家思想』（中國文化學院三民主義研究所博士論文・1976、指導教授：陳顧遠・王雲五・吳經熊）であり、近代法史を手掛けたのは『唐律學通義』（漢林出版社・1979）を公刊した後ということになる。

近代法史関連の作品の内容であるが、『中國近代民法史』は上冊・中国民法緒論（私權觀念與民事責任・民事法基本概念及其實際運用・固有法制與民法編制・中國古代民事法存在之型式・中國古代民法不發達之原因・清末民初民法典編纂之史略・清末民初歷次民法草案之主要内容・清末民初中國民事立法述評の8章）、下冊・中國歷次民事立法評論（序説・中國民法之演進・民法各編内容述要・中國民法之評價・中國民法之修正の5章）、及び附編として大清民律草案と民國民律草案が採録されている。

『中國民事法史』は『中國近代民法史』の上冊・中国民法緒論部分を第一編 民法緒論とし、以下民法總則・民法債編・民法物權の編を置き、民法の条文内容を法制史から分析している。『中國歷次民律草案校釋』は『中國近代民法史』の下冊・中國歷次民事立法評論及び附編の部分を刊行したものとなっている。おそらくは『中國近代民法史』を拡大発展させる計画であったものと思われる。この作品の後、『中西法律思想論集』（漢林出版社・1984）も刊行されている。

その後司法当局による公的な歴史編纂の成果が刊行される。司法院史實紀要編輯委員會編『司法院史實紀要』（第1～4冊）（司法院・1982～1989）、法務部史實紀要編纂委員會編『法務部史實紀要』（第1～2冊）（法務部・1990）、さらには國史館『中華民國史法律志（初稿）』（國史館・1994）等がそれである。そして最近では黃源盛氏により旧来の水準を大幅に塗り替える諸研究が発表されるに至ったこと、改めて説明するまでもない。

おわりに

以上、書誌目録として粗雑ながら最低限の整理は行い得たであろうか。既存の目録を中心に情報を整理しつつ、データベースからも能う限り拾い上げることを任としたが、遺漏は少なくない。本稿でも存在は情報として認知しつつも原本に辿り着けず紹介を断念した文献も多い。特に1945～1949年については搜索困難な文献が多く割愛したことを諒とされたい。継続した文献の発掘が求められよう。

また戦後台湾における法制史研究の論文については『法律論文分類索引』『中文法律論文索引』（東興大學・紙媒体は2001まで）の各年の「法制史」の欄に列挙されたものを通覧することで概要は把握出来る。戦後台湾における法制史学の歴史については挙げて別稿を期さざるを得ず、何より台湾人の手によってその最新版が書かれることを期待したい。

発掘した文献の多くはその作者の伝も俄かには明らかに出来ないものが多く見られた。本稿においてこれまで基礎文献とされつつも作者の履歴が明らかではなかったものについて相応の解明を成し得たと思料する一方、謎の人物が続々と登場する状況をどうにも処理しきれなかった面もある。またインターネット上に典拠が明示されぬまま紹介される人物情報については紹介を諦めざるを得なかった。これまた継続した情報の蓄積が求められるところである。

さて、これだけの文献を集めてみて思うのは、戦前当時の人々がこれらの文献にどれほど接近出来たのか、という問題である。民国期の法律関連の雑誌については程燎原「中国近代法政杂志の兴盛与宏旨」（政法论坛24-4・2006）があり、一定程度その素性は明らかではあるものの、それらがどれほどの範囲に収蔵され、当時の人々はどこへ行けばそれらを目にすることが出来たのか、法情報の流通に関する補助研究が必要となるであろう。

そのこととも関連するが、当時の論文の作者がどこから情報を得たのか、も大変気かりな問題である。当時の論考の多くには注釈が付されておらず、出典を明らかに出来ないものが多いのは事実であるが、他方で圧倒的に儒教の經典や二十四史、三通といった古典籍の記述による研究が多いことも事実である。民国期の法制史学の方法論を窺う上で、これらをより仔細に分析することが必要となろう。

またその段階で正規・非正規を含めて日本との「交流」も多く行われたことが観察出来た。欧米の研究の引用関係を仔細に観察することも必要となって来よう。

いずれも「走馬看花」的な作業目録の域を出ない拙稿の成す能わざるところである。今後の作業の基礎として一先ず本稿を閉じる次第である。

（本研究はJSPS科研費21K01101の助成を受けたものです。）